



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	保険契約における因果関係についての一考察
Author(s)	山本, 哲生
Citation	北大法学論集, 66(5), 486[1]-413[74]
Issue Date	2016-01-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60605
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no5_03.pdf



保険契約における 因果関係についての一考察

山 本 哲 生

目 次

- I はじめに
- II 原因の競合についての基本的考え方
- III リベラル・アプローチの射程
- IV 因果連鎖型と同時協働型の区別
- V 約款規定との関係
- VI 整理と検討

I はじめに

保険契約において因果関係が問題となる局面の1つとして、担保事由と免責事由とが競合して結果が発生した場合に、保険者は保険金支払義務を負うかどうかという場面がある。原因の競合については、代表的には、2つの事案類型があることが指摘されている。1つは、疾病により自動車運転中に意識を失い、交通事故による傷害の結果死亡したというような、先行事由が後行事由を惹起し、結果につながったという類型で、前後継起的因果関係（本稿では、主に因果連鎖という）などといわれる。もう1つは、台風による強風で家屋が倒壊したが、家屋は建築上の瑕疵により風に対する強度が不足しており、建築上の瑕疵がなければ倒壊していなかったというように、複数の原因のうちの1つだけでは倒壊という損害は発生しなかったが、両者が協働することで損害が生じたという

類型で、補完的因果関係（本稿では、主に同時協働的因果関係という）などといわれる¹。

このような原因の競合に関して、海上保険においては膨大な議論の蓄積がある。もっとも、海上保険における議論では、たとえば、前後継起的因果関係において、約款である事由を特定して明示的に担保範囲から外す旨が明記された免責事由（明示的免責事由という）がどこかに存在していれば免責とする見解が多いところ、そのように明示的免責事由を優先して考えることに対しては、疑義が示されることもある²。また、海上保険についての議論が他の種類の保険にも妥当するののかという問題意識が示されることもある³。そこで、本稿では、原因の競合について、明示的免責事由を優先する考え方が有力ではないアメリカの議論を概観し⁴、判断の枠組みについて若干の検討を行う。

原因の競合は損害保険、生命保険、傷害保険など種々の保険で問題になり、各種の保険で同様に考えてよいかということは問題になりうる。アメリカでは、保険の種類ごとの議論がなされないわけではないが、大きくは一般論の形で議論されることが多いので、ここでもさしあたり一般論という形でみていくこととする。ただし、直接には損害保険に即して論じられることが多いので、議論の主な対象は損害保険になる。

なお、原因の競合が問題になる局面の類型として、1つの保険における担保の有無が問題となる事例と複数の保険者間での分担、どちらが担保するかが問題となる事例があるとの指摘がある⁵。ただし、この類型の

¹ 事案の類型は必ずしもこの2つに尽きるわけではない。

² 山下友信『保険法』（有斐閣、2005年）385頁。

³ 梅津昭彦「陸上保険契約法における因果関係論再考」保険学雑誌598号（2007年）96頁。海上保険と火災保険で区別する見解として、たとえば、加藤由作『海上危険新論』（春秋社、1961年）257～258頁、葛城照三「海上保険における相当因果関係説を論ず」同『海上保険論集第3巻』（損害保険事業研究所、1977年）20頁以下。

⁴ アメリカの議論につき検討したものとして、梅津昭彦「アメリカ保険法における因果関係論の展開」損保研究70巻2号（2008年）31頁。

⁵ Erik S. Knutsen, Confusion about Causation in Insurance: Solutions for Catastrophic Losses, 61 Ala. L. Rev. 957, 966 (2010).

違いによって考え方を分けるということまで意図されているわけではないようであり、以下では、この種類の違いにはこだわらないこととする。

さらに、損害保険における因果関係という場合、何と何の間の因果関係かということも問題となる。たとえば、保険事故の原因である危険事情と保険事故の間と、保険事故と損害の間のそれぞれの因果関係を問題とする立場と、危険事情と保険事故を包括して危険という概念を用い、担保危険と損害との因果関係を問題とする立場があるとされる⁶。この点につき、アメリカでは、保険事故と危険事情を明確に区別して議論することはあまりされていない⁷。以下でも、基本的には危険事情と保険事故というような区別はせず、担保事由ないし担保危険と、免責事由ないし免責危険との競合という形で議論をみていく。

また、先ほど、約款で明示的に担保範囲から外す旨が明記された免責事由を明示的免責事由という述べたが、日本では、特に海上保険における議論において、明示的免責事由を免責事由といい、これに対して、免責という形が明示されているわけではないが、担保事由に含まれていない事由を非担保事由といい、両者を区別することが多い。しかし、アメリカでは、このような区別をする考え方が一般的であるわけではない。そこで、以下では、特にどちらかにはこだわらずに免責事由という言葉を用い、区別する場面では、明示的免責事由と非担保事由という語を用いることとする。

原因の競合についてのアメリカの判例は一貫性がないという点は強く指摘されているところであり⁸、本稿でも、判例の傾向を分析することはしない。判例は多様であることを前提として、どういう視角で論じられているかをみていく⁹。

⁶ 田辺康平『新版保険法』（文眞堂、1995年）120頁。

⁷ これらの点を区別する議論もあるが、一般的には、そのような区別は重視されていない。この点については、後掲V 1 参照。

⁸ ROBERT H. JERRY, II & DOUGLAS R. RICHMOND, UNDERSTANDING INSURANCE LAW (5th ed. 2012) 533.

⁹ アメリカにおいて、因果関係に関して、最近もっとも論じられているのは、ハリケーン・カトリーナ等による災害に対する保険担保が認められるかという問題における、免責事由がわずかでも損害発生に関与していれば免責とする

Ⅱ 原因の競合についての基本的考え方

1 保守的アプローチ

後述のように、アメリカにおいても、因果関係が問題となる事案の類型に応じた分析がなされてきているが、判例では、類型に応じた判断が明示的になされることは通例ではない。事案の類型との対応は措くとして、原因の競合が問題になる場合の判例のアプローチとしては、主に3つがあげられる¹⁰。すなわち、保守的アプローチ、近因アプローチ、リベラル・アプローチである¹¹。

保守的アプローチは、複数の事由の中に免責事由が1つでもあれば免責というものである¹²。最近では、これはアメリカでは少数派のよう

ような約款の解釈、効力であろう。この点につき、TOM BAKER & KYLE D. LOUGE, *INSURANCE LAW AND POLICY* (3d ed. 2013) 133 et seq. しかし、本稿では具体的な約款解釈、約款の効力の問題は扱わない。

¹⁰ 当然のことながら、原因の競合をどう処理するかが約款の文言に影響を受けることはある。たとえば、担保事由による直接の損害 (direct loss) と規定されている場合に、文字通り担保事由から直接に生じた損害のみが保険によって補対象になるのが問題になる。判例の多くは、直接の損害は近因を指すと解しているとされる。R. Dennis Withers, *Proximate Cause and Multiple Causation in First-Party Insurance Cases*, 20 Forum 256, 265 (1985). 本稿では、一般に約款の文言が決め手となったものとしては位置づけられていない判例をとりあげている。

¹¹ 用語は、Knutsen, *supra* note 5, at 973 et. seq. 等による。

¹² *Lydick v. Ins. Co. of North America*, 187 N.W.2d 602 (Neb. 1971). 家畜についての保険で、暴風等による直接の損害を付保するとされていた。寒気、氷、雪等による (caused directly or indirectly by) 損害についての免責条項あり。1969年1月、99頭の牛が飼育場の凍っていた池に落ち、溺れて死んでいた。天候は非常に寒く、強い風が吹いており、それを避けるために牛は池のある避難場所に行っていた。凍った池は雪で覆われていた。判旨は、一般的ルールとしては、暴風が明示で免責された危険事情と結合して、損害を生じさせた場合は、被保険者は保険金を取得できないと述べている。もっとも、判旨は、その前に、暴風以外に、損害発生についての多くの先行要素、競合要素があり、風は牛が氷の上を歩き回る前提条件を作り出したに過ぎず、寒気と雪が事故を引き起こ

ある。保守的アプローチの考え方は一言でいえば、免責条項を置いた保険者の意図を重視するというものである。保険者は部分的にでも免責危険によって生じた損害については支払うことを契約していないのだから、担保危険と免責危険が協働したときは、免責となるとする¹³。もちろん、免責条項をこのように解釈することの合理性は問題になるが、平均的保険購入者の期待という観点からして、事前に原因が競合する可能性が実際に考慮されたかは疑わしく、専門家からみた合理的解釈としては、このようなルールは十分に予測可能であるといわれる¹⁴。また、このアプローチの利点として、確実性を増すこと、保険者が予期しないリスクにさらされることはないので、低い保険料につながることがあげられる¹⁵。

なお、保険者は担保原因によって生じた部分の損害のみを担保するのであり、被保険者は損害のうちどれが担保原因によって生じたかを証明しなければならず、証明できなければ保険金を取得できないともいわれる¹⁶。

保守的アプローチに立つ者は、明示的免責事由 (excluded cause) と非担保事由 (noncovered cause) を区別する¹⁷。明示的免責事由とは、約款である事由を特定して明示的に担保範囲から外す旨が明記された免責

した支配的要因であろうと述べている。

¹³ Brendan R. Vaughan, Watered Down: Are Insurance Companies Getting Hosed in the Wind vs. Water Controversy? 2008 U. Ill. L. Rev. 777, 797. See Randall L. Smith & Fred A. Simpson, Causation in Insurance Law, 48 S. Tex. L. Rev. 305, 315 (2006); Richrd A. Fierce, Insurance Law-Concurrent Causation: Examination of Alternative Approaches, 10 S. Ill. U. L. J. 527, 542 (1985); Knutsen, *supra* note 5, at 974.

¹⁴ William Conant Brewer, Jr., Concurrent Causation in Insurance Contracts, 59 Mich. L. Rev. 1141, 1172 ~ 1173 (1961).

¹⁵ Fierce, *supra* note 13, at 542.

¹⁶ Jacqueline Young, Efficient Proximate Cause: Is California Headed for a Katrina - Scale Disaster in the Same Leaky Boat?, 62 Hastings L. J. 757, 761 (2011). Travelers Indemnity Co. v. McKillip, 469 S.W.2d 160 (Tex. 1971).

¹⁷ See JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 541; Vaughan, *supra* note 13, at 797.

事由のことであり、非担保事由とは、特定して担保範囲から外すことが明示されていないが、担保範囲に含まれていないものである。たとえば、火災保険において爆発による損害については保険金を支払わないと規定されていれば、爆発は免責事由となる。これに対して、特に爆発による損害については保険金を支払わないという規定はなく、単に火災による損害について保険金を支払うとのみ規定されていたとすると、爆発は非担保事由となる。

保守的アプローチの論者は、明示的免責危険と担保危険の協働であれば免責となるが、非担保危険と担保危険の協働であれば有責となるとする。契約当事者の意思として、特定して担保範囲から除外した事由が部分的にであれ結果発生に寄与している場合には、保険者は責任を負わないが、特定して担保範囲から除かれていない事由についてはそうはいえないと考えるようである¹⁸。

¹⁸ Brewer, *supra* note 14, at 1176; John P. Gorman, A Reply to “Proximate Cause – First Party Coverage”, 34 *Ins. Counsel J.* 98, 105 (1967). これに対して、契約当事者の意思という点からすれば、非担保事由についても免責事由と同様に、保険者は担保するという意思を示していないのだから、免責となるのが論理的であるといわれることもある。Knutsen, *supra* note 5, at 974 (そのように解釈するべきであると主張しているわけではない)。

契約当事者の意思との関係では、次のような主張も興味深い。まず、免責事由につき、原因の競合の場合に免責とすべき合理性について、原因の競合が起こりそうなものであれば免責とすることは合理的であるとする。例として、火災保険における洪水免責をあげ、洪水が火災に先立つ場合の免責は防火装置の損傷等からすれば理解できるが、火災の後の、あるいは火災による洪水免責については、そのようなことはせいぜいたまに起こるにすぎず、免責を支持する理由はないとする。Brewer, *supra* note 14, at 1164. 次に、非担保事由との競合の場合について、競合によって危険が増加する、損害が拡大することが分かっているのであれば、競合の場合に免責としたいのであれば、特定の免責を置くべきであるとする。例として、火災保険における暴風による損害につき、火災で建物の一部が滅失し、残った部分が暴風で倒れた場合につき、暴風は火災の危険を増す、あるいは火災による損害を増やすことは分かっているのだから、暴風が要因である損害を排除したいのであれば、特定の免責を置くべきであるとする。Id., at 1185. ただ、競合することがあまり考えられない非担保事由をどう解するかは定かではない。

最近では、保守的アプローチはあまり支持されていないようであり、その最も大きな理由は、被保険者の合理的期待を裏切ることであろう¹⁹。現実には被保険者が保険に加入する際に、原因の競合の事例を想定したかといえ、想定していないのが実情だとしても、基本的には保険事故が発生すれば保険金が支払われるだろうというのが被保険者の意識であり、免責事由が保険事故発生に部分的にかかわっているだけで保険金が支払われないとすると、被保険者の合理的な期待に反するということであろう。また、保険業に対する信頼を促進せず、十分にリスクを分散しないともいわれる²⁰。さらに、免責事由が担保事由と何らかの形で協働しているからといって、なぜ通常は担保される事象が担保されないことになるのかといわれる²¹。

2 近因アプローチ

(1) 近因の意義

(ア) 不法行為における近因との異同

近因アプローチは、アメリカで最も主流を占めるものである。複数の原因のうち、近因であるものに従うということであり、担保事由が近因

¹⁹ Peter Nash Swisher, Insurance Causation Issues: The Legacy of Bird v. St. Paul Fire & Marine Ins. Co., 2 Nev. L. J. 351, 370 (2002) (hereinafter cited as Swisher I); Peter Nash Swisher, "Why Won't My Homeowners Insurance Cover My Loss?: Reassessing Property Insurance Concurrent Causation Coverage Disputes, 88 Tul. L. Rev. 515, 532 (2014) (hereinafter cited as Swisher II); Fierce, *supra* note 13, at 542. 次のようにいわれることもある。保守的アプローチは少なくとも部分的には、イギリスの保険の歴史と保険者が約款制定過程につきそれほど影響力、支配力がなかった時代の遺物として説明できる。前近代の海上保険においては、保険者は運送人に対して情報的に劣位だったため、運送人に不利に解されていた。今日では、保険者は交渉力をもっており、したがって、保険者不利に解することが支持される。Mark M. Bell, A Concurrent Mess and a Call for Clarity in First-Party Property Insurance Coverage Analysis, 18 Conn. Ins. L. J. 73, 79 (2011).

²⁰ Fierce, *supra* note 13, at 543.

²¹ Knutsen, *supra* note 5, at 984.

であれば保険者有責であり、免責事由が近因であれば保険者免責となる。近因アプローチで、まず問題になるのは、近因とは何かである。

この点に関連して、まず、不法行為における近因との異同について簡単に触れておくこととする。周知の通り、因果関係につき近因で判断するという考え方はもともと不法行為における因果関係論でできたものである。保険契約における因果関係において何が近因かで判断するという考え方もおそらく当初は不法行為の考え方を借りるという形であったものと推測される²²。しかし、その後は不法行為における近因の考え方と保険契約における近因の考え方は必ずしも同じであるとは考えられていない。この点に関して、次のような理解については、実質的には大よそ一致しているように思われる。すなわち、ある結果（損害等）について、事実的因果関係のある原因の中から近因を選び出す点は、不法行為でも保険契約でも同じである。ただ、不法行為では、近因を選択する作業は、非難すべき行為と損害についての責任を結びつけるためのものであり、何を近因とみるかにはそのような見地から、政策的考慮が反映されるのに対し、保険では近因の選択は、保険契約の担保範囲に含まれるかどうかを判断するためであり、単にどのようにして結果が生じたのが問題となる、あるいは政策的考慮の内容が不法行為とは異なる²³。

ただし、不法行為の近因と保険契約における近因は同じであるといわれることもある。同じであるといわれたり、異なるといわれたりするの、1つには、どのレベルをとらえて比較するかにより²⁴、1つには、

²² Joseph Lavitt, The Doctrine of Efficient Proximate Cause, The Katrina Disaster, Prosser's Folly, And the Third Restatement of Torts: Cracking the Conundrum, 54 Loy. L. Rev. 1, 10. Waters v. Merchants' Louisville Ins. Co., 36 U.S. 213 (U.S. 1837).

²³ LEE R. RUSS & THOMAS F. SEGALLA, 7 COUCH ON INSURANCE 3D § 101:40 (2006) (by Steven Plitt, Daniel Maldonado & Joshua D. Rogers); Brewer, *supra* note 14, at 1155; Sidney I. Simon, Proximate Cause in Insurance, 10 Am. Bus. L. J. 33, 34 (1972); Smith & Simpson, *supra* note 13, at 309; Knutsen, *supra* note 5, at 969; Gorman, *supra* note 18, at 100.

²⁴ たとえば、事実的因果関係のある原因から近因を選択するという枠組みをとらえれば、同じである。Bert W. Levit, Proximate Cause – First Party

近因を選択する背後にある考え方は異なるとしても、後述のように、そもそも近因の概念自体が明確ではないこともあり、具体的に近因の内容をどう理解するかが不法行為と保険契約で異なるかどうかは必ずしも明らかではないことによるように思われる^{25 26}。

(イ) 起動的近因と支配的近因

次に、保険契約において、具体的に、近因をどのように捉えるかについては、周知の通り、もともとは時間的に結果ともっとも近接した原因が近因と理解されていたが、現在ではそのような理解ではない。判例でもよくみられる理解の1つに、後続の危険事故を生じさせた原因というものがある（これを、起動的近因ということとする）²⁷。つまり、結果へ

Coverage, 521 Ins. L. J. 40, 46 (1966).

²⁵ See ROBERT E. KEETON & ALAN I. WIDISS, INSURANCE LAW 556 ~ 559 (1988). Also see Brewer, *supra* note 14, at 1167; Swisher II, *supra* note 19, at 520; Gorman, *supra* note 18, at 99.

²⁶ 具体的な違いとしてあげられる点として、次のものがある。保険契約では予見可能性は重要ではない。Fierce, *supra* note 13, at 531; Smith & Simpson, *supra* note 13, at 309. 不法行為の方がより遡った原因が近因とされることがある。Fierce, *supra* note 13, at 531. この点に関して、不法行為では因果関係分析は損害から不法な行為へと連鎖を遡っていくのに対して、保険では、分析過程は逆であり、保険者が危険を引き受けることに合意した事故かどうかから始まって、その後、事故から損害までの因果関係を検討するとの指摘がある。Banks McDowell, Causation in Contracts and Insurance, 20 Conn. L. Rev. 569, 576 (1987-1988).

²⁷ *Graham v. Public Employees Mut. Ins. Co.*, 656 P.2d 1077 (Wash. 1983). 火山の噴火により、山に積もった雪氷、付近の溪谷の氷河が溶け、また、噴火により近くの湖の水が流れ出し、火砕流がこれらと一緒に泥流となり、20 ~ 25マイル離れた家が泥流によって破壊された。住宅総合保険 (homeowners policy) では地盤の動き (earth movement) から生じた (resulting directly or indirectly from) 損害についての免責条項があったが、地盤の動きから生じた (resulting from) 爆発による直接の損害 (direct loss by) は担保されていた。判旨は、噴火が地盤の動きによる爆発であるとする、損害が爆発の直接の結果かどうかという問題が生じるとして、直接の結果かどうかの判断において、損害の直近の物理的原因ではなく、起動させた原因を近因とするべきであるとし、

と至る因果の連鎖の起点となる原因を近因とする理解である。この他に、結果発生について支配的な原因を近因とする理解もある（これを支配的近因 (predominant cause, dominant cause)²⁸ということとする)²⁹。支配的近因とは、端的に言えば、損害を生じさせた最大の要因である³⁰。この点につき、後続の危険に先行し、後続の危険がそれに影響を受けた危険であり、他の危険が損害発生につき近接していても、損害発生を法的に帰責できる危険、あるいは、その危険だけでも損害を生じさせるに十分であったであろう危険で、新たな介入原因なしで損害を生じさせる危険といわれる³¹。また、予見できない状況が加わらなければ結果が予測できるものといわれることもある³²。ただし、予見可能性については、

噴火が損害の近因であるとしても合理的であったであろうとし、これらの判断につき差し戻した。

²⁸ 効果的近因 (efficient proximate cause) という語もよく用いられる。内容としては、支配的近因と異ならないと思われる。See Smith & Simpson, *supra* note 13, at 354.

²⁹ もっとも、支配的近因の内容が起動的近因のように説明されることもあり、用語法は混乱している。See Swisher II, *supra* note 19, at 520.

³⁰ Smith & Simpson, *supra* note 13, at 352.

³¹ Smith & Simpson, *supra* note 13, at 367. Beattie Bonded Warehouse Co. v. General Accident Fire & Life Assurance Corp., 315 F.Supp. 996 (D.C.S.C. 1970). 倉庫についての暴風等による直接の損害 (direct loss by) を付保する保険。倒壊した倉庫の柱は程度は不明だが乾腐病、シロアリの被害にあっており、倒壊前から倉庫は傾いており、倒壊時の風は必ずしも強くはなかったという事案において、他の寄与原因はあるかもしれないが、保険金請求権が認められるためには暴風が損害の支配的で効果的な原因でなければならぬとして、風が支配的な原因であるとは認めなかった。

³² Simon, *supra* note 23, at 36; Swisher I, *supra* note 19, at 364. Pennsylvania Fire Ins. Co. v. Sikes, 168 P.2d 1016 (Okla. 1946). 家財の保険と自動車の保険。洪水や雨等による (occasioned directly or indirectly by or through · · tidal wave, high water, overflow ; nor for any loss or damage, caused by water or rain, whether driven by wind or not) 損害についての免責条項あり。暴風により家が土台から離れ、窓やドアも飛ばされた。家が飛ばされた先に大雨による洪水の水が来ており、そこで家は風または洪水により押し動かされた。トラックも同様の状況。判旨は次のように述べ、保険者の責任を認めた。洪水の影響

不法行為とは違って保険契約においては重要ではないともいわれている³³。

なお、起動的近因と支配的近因について、妥当する事案の類型が異なるという、次のような指摘もある。起動的近因のテストは、複数の、相互依存的な危険事故によって損害が生じた場合に限られる。相互依存的であるとは、先行の危険事故が作り上げた条件を基にして、後続の危険事故が損害を発生させるように作用した場合である。つまり、因果連鎖の場合に起動的近因は妥当する³⁴。この他に、多くの判例は、複数の原因が時間的空間的に協働した場合にのみ支配的近因を論じる。また、判例は時間的な近因が免責危険であるときにも支配的近因を用いる³⁵。

起動的近因という考え方は、その内容からして、因果連鎖のケースにしか妥当しない。したがって、起動的近因のテストがそのような場合に限られるという指摘はもっともなものである。このことからすると、因果連鎖ではない場合に、支配的近因が問題とされることも、少なくとも起動的近因とは異なる考え方が必要になるという点ではもっともなことといえる。ただ、支配的近因の内容は必ずしも明確ではないようである。たとえば、前述のように、支配的近因は、その危険だけでも損害を生じさせるに十分であったであろう危険で、新たな介入原因なしで損害を生じさせる危険といわれることもあるが、このような考え方では、単独では損害を生じさせることのない複数の原因が同時に協働して損害を発生させた場合には、支配的近因はないことになる。しかし、このような場合も支配的近因の考え方が妥当する場合とされているようであり³⁶、そ

を受けたのは風で飛ばされたからであり、洪水による損害は付随的なものである。一般的な経験と理解力からすれば、この種の家財が水に飛ばされれば、何らかの水による損害が生じることは分かる。

³³ Swisher II, supra note 19, at 522; Fierce, supra note 13, at 531.

³⁴ Smith & Simpson, supra note 13, at 355, 356. また、IV 2 参照。

³⁵ Smith & Simpson, supra note 13, at 367.

³⁶ Shinrone v. Ins. Co. of North America, 570 F.2d 715 (8th Cir. 1978). 家畜についての暴風による死亡等を付保する保険。湿気、極端な気温による (caused by) 損害についての免責条項あり。1973年4月8日、激しい風雪の嵐があった。嵐の前の天候は季節外れに暖かく、湿っており、それによって極度にぬかるん

の場合には、事故発生についての最大の要因というようなことしかいえないであろう。

また、因果連鎖ケースにおいて時間的な近因が免責危険である場合にも、支配的近因が問題とされることもあることが指摘されている。これは、たとえば、因果連鎖的にみて結果からかなり遠い担保危険をとらえて保険者の責任を認めるときに、単に起動させた原因だからという説明ではなく、支配的な原因であるということで説明することが支持されることによるようである³⁷。

ただし、このように事案類型によって起動的原因と支配的原因が使い分けられているという理解が確立しているわけではなさそうである³⁸。もっとも、後述のように、最近では、近因の内容をどう理解するかということに限られず、原因の競合の問題を、因果連鎖型の場合と、同時協働型の場合に分けて論じることが多くなっている。

だ状態になっていた。166頭の子牛を含めた牛が死亡。獣医は、①風、②気温の下降、③雪、④牛の大きさと年齢、⑤極度にぬかるんだ状態、⑥風に対する十分な防御がなかったこと、の6つの要因が協働して死亡が生じたとした。また、風はもっとも重要な要因であるが、風だけでは動物は死亡しなかったであろうとした。判旨は、原審の近因による判断は判例法上許容されるものであり、本件について合理的なものであるとし、嵐を近因とする原審の判断を支持した。

³⁷ Smith & Simpson, *supra* note 13, at 367, 368. *Goodman v. Fireman's Fund Ins. Co.*, 600 F.2d 1040 (4th Cir. 1979). ヨットについての船舶保険。凍結による(through) 損害についての免責条項あり。冬の間、船を係留しておく作業の際に冷却装置から海水を抜かず、また、冷却装置に海水を入れるバルブを閉めなかったため、冷却装置のフィルター内に海水が入ったままになっていた。冬の間、フィルター内の海水が凍ったことによりフィルターが破損したため、海水が船体に流れ込むようになり、船は沈んだ。判旨は、凍結を引き起こしたのは係留のための作業における過失であり、凍結と過失が結合して沈没が生じたとし、複数の原因が協働して損害を惹起した場合、担保原因が支配的効果的原因でなければ損害は担保されないが、過失が支配的効果的原因であるとした。ただし、結論としてはワランティ違反で保険者免責を認めている。

³⁸ 起動的原因のような表現をする判例も、結局は、当該事案において、支配的な原因は何かという事実についての判断の帰結を示すものにすぎないとするものとして、Mark D. Wuerfel & Mark Koop, "Efficient Proximate Causation" in the Context of Property Insurance Claims, 65 *Defense Counsel J.* 400, 402 (1998).

以上が、近因についての非常に簡単な概略である。まとめると、次のようにいえよう。保険契約における近因の問題は、保険担保範囲の問題であり、行為者の有責性と関わる不法行為における近因とは異なる。ただし、近因の具体的内容が不法行為と保険契約で異なるかどうかは明らかではない。近因の内容としては、大きくは、起動的近因と支配的近因という理解がある。起動的近因という考え方は因果連鎖ケースにしか妥当しないとしても、因果連鎖ケースがすべて起動的近因の考え方で処理されているわけではない。また、支配的近因の内容が明確にされているわけでもない。

(2) 近因アプローチと契約当事者の合理的期待

このように、近因によって処理するとしても、近因とは何かの理解は確立したものとはいえない。ただ、近因で処理することの意義に関連して、重要な判決として、Bird v. St. Paul Fire & Marine Ins. Co. 判決³⁹がある。A保険会社は、船舶の火災損害についての保険契約をBと締結した。1916年7月30日、ニュー・ヨークの港にある鉄道会社の貨車置場にあった貨車の下から発火し、少なくとも30分間燃え続けた後、貨車に積まれていた爆発物が爆発した。この爆発により他の火災が発生し、その火災がまた別の火災および貨車置場にあった大量のダイナマイト等の爆発物の大爆発を引き起こした。この爆発により大気が振動し、1000フィート離れたBの船に675ドルの損害を与えた。火は船には達していない。第二の爆発による振動のみで損害は生じた。この損害は火災保険でカバーされるかが問題となった。原審ではBが勝訴し、A社が上訴した。

Cardozo 判事は、本件の船舶の損害が火災による損害といえるかにつき、空間の要素、すなわち船舶が火災現場から離れていたことが考慮されるかどうかが問題であるとして、大要、次のように述べた。近因の一般的定義は助けにならない。指標となるのは、通常のビジネスマンが通常のビジネスの契約をするときの合理的期待と目的である。重要なのは、表示された、あるいは公正に推測される、その意思である。問題は契約当事者がどこまで含めることを意図していたかである。人生と経験が距

³⁹ 120 N.E. 86 (N.Y. 1918).

離を考慮すべきであると告げているのであれば、距離を考慮すべきでない論じることは無益である。問題は何を原因と考えるべきかではなく、何を原因と考えているかである。

結論として、契約の想定範囲内であるものだけが近因であるから、火災は保険目的物に達するか、直接または間接の損害が発生することが合理的である程度に目的物に近接しなければならないとして、本件の損害は、本件の保険契約での意味における火災による損害であるとはいえないとした。

本判決の特徴は、近因の問題を契約当事者の合理的期待の問題と位置付けたところである。この点で、Bird 判決に対して、この判決は近因のルールに代わるものであり、何が原因かではなく、何を原因と考えるべきかを問題にするものであるという評価がある⁴⁰。この評価は、近因の問題は事実として、どのような因果経過で結果が生じたかについての法的評価の問題であるという理解に基づいて、契約当事者の合理的期待に基づいて近因を判断することは、本来の近因の問題とは異なるという趣旨のようにみえる。

契約当事者の合理的期待の問題という位置づけは、契約解釈の問題という視角と整合的である。Bird 判決の事案は、火災という担保危険→爆発→火災→爆発→振動→損害という形であり、担保危険から明示的に免責されていない非担保危険（爆発）が生じたという因果連鎖のケースであるという見方もありうるが、問題になっているのは、空間的に離れた場所での火災を損害の原因ということができるかであり、遠隔性が問題になっているように思われる⁴¹。Bird 判決が行っているのは、保険契約における火災による損害に、空間的に離れた火災による損害が含まれるかを、契約解釈として契約当事者の合理的期待から判断するというこ

⁴⁰ Withers, *supra* note 10, at 260. この判決は覆されていないし、しばしば近因の問題を解決する際に引用されるが、自己の有利に用いているのであり、多くの判例は Cardozo 判事の思考には従っていないともいう。Id., at 261.

⁴¹ JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 548; Swisher I, *supra* note 19, at 367; Smith & Simpson, *supra* note 13, at 355.

とである⁴²。保険契約の担保条項はどこまでを含んでいるかが問題なのであるから、これはまさに契約解釈の問題である。このように因果関係の問題も、担保条項がどのような因果関係の状態までを想定しているかという形で問題設定すれば、契約解釈の問題であるから、契約当事者の合理的期待により解釈することはおかしなことではない⁴³。

もっとも、因果関係の問題のすべてを、担保条項がどこまで想定しているかという形で設定できるかは明らかではない。たとえば、担保事由と免責事由のどちらが支配的近因かという点は、事実の評価の問題であるとも考えられる⁴⁴。そうすると、理論的には、契約者の合理的期待によって判断するということは少なくとも当然には出て来ない。近因アプローチにおける契約者の合理的期待の理論的な位置づけについては、一口に因果関係の問題といっても、その中で何がどういう形で問題とされているのかを明確にしないと正確な議論はできないであろう。

⁴² 火災が損害の直接の原因ではない場合に火災による損害に当たるかどうかはいろいろな事案で問題になる。Bird 判決については、そこで問題になった爆発がブラックトム島（爆発が起こった場所）の惨事といわれる有名な、最も大規模な災害の1つであることに影響されているとの指摘がある。EDWIN W. PATTERSON, ESSENTIALS OF INSURANCE LAW 270 (2nd ed. 1957)。つまり、通常の爆発ではないよほどの大規模な爆発であったために生じた損害だから、例外的なものとして保険担保の範囲内とはいえないと考えられたのではないかということであろう。

⁴³ たとえば、保険契約における近因に関して最もよく引用される判例の1つといわれ、起動的近因を近因とした *Lynn Gas & Electric Co. v. Meriden Fire Ins. Co.*, 33 N.E. 690 (Mass. 1893) の事案は、発電設備のある建物の、建物、機械、備品等を目的物とする火災保険につき、火災により電気のショートが発生し、ショートにより電気で作動していたベルト車に力がかかったため、破損し、飛び散った破片により発電装置の機関が壊れたというもので、これが火災による (by) 損害に該当するかが問題になった。判旨は、起動的近因を近因として、火災を近因とした。ただ、その説示において、保険者は建物が発電設備を有していることを認識しており、火災が発電設備に与える影響を考慮していたはずであり、保険者が想像した通りに火災が作用したとして、契約当事者が本件のような事故を想定していたであろうことを強調している。

⁴⁴ 7 COUCH ON INSURANCE, *supra* note 23, § 101:59.

(3) 近因アプローチの評価

いずれにせよ、最近では、原因の競合を近因アプローチで処理することの大きな長所は保険契約者の合理的期待に沿うところであるという評価が多いようである^{45 46}。また、裁判所にとっても、何が近因かを選択することは、ある程度の衡平さを伴う決定的な選択という感覚をもたらすため、魅力的にみえるともいわれる⁴⁷。

近時、契約当事者の合理的期待という見地から、近因アプローチによる解決を強く支持するのが *Swisher* であり、次のように述べる。近因アプローチは契約者の合理的期待を尊重し、保険者に非良心的な利益を許さないことだけでなく、あいまいさは被保険者に有利に、保険者に不利に解釈することの合理性からも正当化される⁴⁸。明確なルールではないが、保険者よりの保守的ルールと被保険者よりのリベラル・ルールの現実的な中間的な妥協点を示す⁴⁹。なお、どちらの原因も支配的ではないことがありうることは認め、その場合には、損害は担保危険に帰せられるであろうとする⁵⁰。

⁴⁵ *Fierce*, supra note 13, at 545. 判例として、たとえば、*Standard Oil Co. v. U.S.*, 340 U.S. 54 (1950) がある。事案としては、蒸気タンカーと海軍の掃海艇が衝突したことによるタンカーの損害が、戦争危険を担保する保険でカバーされるかどうかの問題となったものである。原審は、掃海艇の活動という戦争行為 (warlike operation) と、船の航行についての過失につき、戦争行為的な側面が近因ではないとして保険金請求を認めなかった。判旨は、近因による解決を支持し、何が近因かの判断については事実認定として原審の判断によるとした。近因による解決を支持する中で、契約当事者の合理的期待に合致するものであると述べている。

⁴⁶ 近因アプローチについては、主な因果のつながりのあるリスクを引き受けることに合意した保険者のみが、損失をカバーするコストを負担するべきであるという認識があるともいわれる。Knutsen, supra note 5, at 976.

⁴⁷ Knutsen, supra note 5, at 976 (批判的文脈で述べられる)。

⁴⁸ *Swisher I*, supra note 19, at 372; *Swisher II*, supra note 19, at 534.

⁴⁹ *Swisher II*, supra note 19, at 535.

⁵⁰ *Swisher I*, supra note 19, at 371; *Swisher II*, supra note 19, at 534. Also see *JERRY & RICHMOND*, supra note 8, at 551. ただし、裁判所が近因を特定できないとして、どちらも支配的ではないとすることはほとんどないであろうと

しかし、近因による解決については、その不明確性、恣意性に対する強い批判があり、次のようにいわれる。因果経過の中から1つの原因を近因として選ぶことは、しばしば、衡平に基づいた正義の感覚を忍び込ませ、結果の予測可能性に影響を与える⁵¹。近因の選択に一貫性がないため、体系的なレベルでは、まったく公正ではない。何が近因かの答えは、損害につながる事実についてのストーリーがいかに語られるかによって異なる。支配的とは観察者からみて、であることがほとんどである⁵²。

これに対して、近因アプローチの支持者からは、次のようにいわれる。近因アプローチは契約当事者の合理的期待を有効にするための柔軟な解釈ルールである。因果関係の問題は最終的には常識と合理的判断によって解決されねばならないものであり、素人が経験を積んだ裁判官と同様に有能である問題であるとして、むしろ柔軟性を積極的に評価する⁵³。また、保険契約が当事者にとって不公正であると考えられるのであれば、裁判官は多くの契約的救済をすることは認められているのであり、因果関係原則を通じてでも、裁判官が保険契約者にとって不公正な結果が生じないようにすることは認められる⁵⁴。

この議論をみても、契約者の合理的期待の位置づけについては注意が必要であるように思われる。保守的アプローチをとるか、リベラル・アプローチをとるか、近因アプローチをとるかという問題は、これを保険契約で定められた因果関係の内容の問題であると位置付ければ、契約解

批判される。Knutsen, *supra* note 5, at 975 n.54。

⁵¹ Knutsen, *supra* note 5, at 975; Christopher C. French, The “Ensuing Loss” Clause in Insurance Policies: The Forgotten and Misunderstood Antidote to Anti-Concurrent Causation Exclusions, 13 Nev. L. J. 215, 245 (2012).

⁵² Knutsen, *supra* note 5, at 976. 何が近因かの判断は陪審に委ねられる問題であるとされることも多く、そのことから一層判断に偏りが生じるともいわれる。Julie A. Passa, Insurance Law – Property Insurance: Adopting the Efficient Proximate Cause Doctrine, But Saying No to Contracting Out of It, 79 N.D.L. Rev. 561, 585 (2003); Rob Risley, Landslide Peril And Homeowners’ Insurance in California, 40 UCLA L. Rev. 1145, 1163 (1993).

⁵³ Swisher I, *supra* note 19, at 386.

⁵⁴ Swisher I, *supra* note 19, at 373.

釈の問題ということは可能であろう。このような立場からすれば、近因アプローチをとることを契約者の合理的期待から説明することはありうる。しかし、何を近因として選択するかが契約当事者の合理的意思に沿うという形で契約者の合理的意思が持ち出される場合、Bird 判決のような問題設定を前提とすれば、やはり契約解釈の問題であるが、事実としてどちらが支配的近因かを問題とするという問題設定であれば、これは契約解釈の問題ではない。もっとも、事実としてどちらが支配的近因かという問題だとしても、契約者の合理的期待が出てくるのが当然に不当であることになるわけではない。どちらが支配的近因かということ客観的に評価するのは困難であることも多いと思われるところ、その判断は結局常識的判断という形でなされるのであり、これは契約者の合理的期待に合致するというのであれば、この説明はおかしなものではない。ただ、このことを契約解釈のあり方の問題として説明するのは適切ではない。

3 リベラル・アプローチ

リベラル・アプローチは、複数の原因のうち、担保事由が1つでもあれば保険者の責任を認めるものである⁵⁵。もっとも、担保事由がごくわ

⁵⁵ General American Transportation Corp. v. Sun Ins. Office, 239 F.Supp. 844 (D.C.Tenn. 1965), aff'd 369 F.2d 906 (6th Cir. 1966). ジェットエンジンの実験施設の建築作業中に、作業のための支持設備が倒壊した。支持設備を設置し、作業を行っていた下請け業者の、支持設備を付保する保険についての保険金請求。内在的欠陥、隠れた瑕疵による (due to) 損害についての免責条項あり。判旨は、少なくとも下請け業者の過失を含んだいくつかの原因が協働して損害が生じたとし、明示で担保された原因による損害につき、他の免責された要素が損害に寄与する原因であったとしても、担保は認められるとした。

Essex House v. St. Paul Fire & Marine Ins. Co., 404 F.Supp. 978 (D.C.Ohio 1975) (傍論)。建物から多くのレンガが崩落したという損害についての保険金請求。設計の不良、不適切な建築作業、非常に熱い天候とエアコンにより冷やされた内部気温との差による壁の膨張と縮小の動きによって崩落が生じた。隠れた瑕疵による (caused by) 損害についての免責条項があり、隠れた瑕疵が損害の原因の1つかが争われ、これは否定された。その上で、判旨は免責原因が

ずかにでも損害発生に寄与していればよいというものではなく、損害を発生させるに十分なほどに寄与していることは必要である⁵⁶。いうまでもなく、リベラル・アプローチは被保険者にとって最も有利である。リベラル・アプローチの射程については、カリフォルニア州判例における興味深い変遷がある。この点については後述する。

リベラル・アプローチの一般的な利点として、被保険者にとっては支配的な近因を示す必要がないこと⁵⁷、結論が一定しているという正確性により費用を削減すること、被保険者の合理的期待がかなえられることも多いことがあげられる⁵⁸。また、保険者が免責危険との間の、必要で十分な事実上の因果関係を確立することができないのであれば、保険担保を認めることは、健全な引き受けの原則とも一致するともいわれる⁵⁹。このルールは保険契約者（担保原因に帰せられる損害についての担保に保険料を払っている）と保険者（担保原因を付保するための保険料を受受している）の双方の期待に合致する⁶⁰。

他方、欠点として、保険者はそのような広い担保を意図していなかったこと⁶¹、免責条項を注意して読んでいた被保険者に合理的期待がなく

寄与していたとしても保険担保は認められるとした。

⁵⁶ Swisher I, supra note 19, at 370; Swisher II, supra note 19, at 533; Bell, supra note 19, at 84. 支配的な近因である必要はない。単独で損害を生じさせるに十分なほどに支配的でなければならないという理解もある。Smith & Simpson, supra note 13, at 339. このようにいうと、同時協働的因果関係ではリベラル・アプローチは使えないことになる。

⁵⁷ Swisher I, supra note 19, at 370; Swisher II, supra note 19, at 533. 因果関係の判断に実質的な判断を持ち込むことに強く反対とするものとして、Lavitt, supra note 22, at 37 ~ 39, 60.

⁵⁸ Fierce, supra note 13, at 543.

⁵⁹ オール・リスク保険についてであるが、Lavitt, supra note 22, at 58.

⁶⁰ 第三当事者保険についてであるが、Robert P. Dahlquist, Perspectives on Subsidence Exclusions And the Role of Concurrent Causation in Earth Movement Cases, 37 Tort & Ins. L. J. 949, 964 (2002).

⁶¹ Swisher I, supra note 19, at 370; Swisher II, supra note 19, at 533; Fierce, supra note 13, at 543; Vaughan, supra note 13, at 796.

でも補償が認められることがあげられる⁶²。また、免責条項の種類によっては、保険担保を認めることで逆選択を招くこともあるとされる⁶³。

費用については、保険者にとっては、結論が明確であるから訴訟等の費用は削減されるのに対して、近因アプローチ等と比べて支払保険金額は増えるので、その点では費用は増加する⁶⁴。その結果、保険料が上昇し、消費者が担保範囲の制限された安い保険を購入する機会をなくすともいわれる⁶⁵。

この点で、全体としてのコスト削減を強調する見解は次のように述べる⁶⁶。近因による場合には保険者が責任を負うかどうかの予測がつかないので、訴訟に関するコストを含めて保険金請求処理にかかる管理コストが非常に大きくなる。リベラル・アプローチによれば、保険者が保険金を支払わなければならない場合は増加するが、支払わなければならないことは明確なので、保険金請求処理にかかる管理コストは大幅に削減される。また、リスク評価が容易になるので、同時協働的因果関係の事案を担保するために必要な保険料を正確に算定することができる。管理コストに資源を費やすよりも、損失分担をした方がよい。

また、次のようにも述べる⁶⁷。近因アプローチ等によれば特定のリスクについて保険料を得た保険者は損害を負担せず、保険者は利益を得る一方で残った損害はシステムのどこか他で救済されなければならない。

⁶² Fierce, *supra* note 13, at 543; Risley, *supra* note 52, at 1159.

⁶³ 地盤の動きによる損害についての免責条項につき、Lawrence Alan Wans, *Washington's Judicial Invalidation of Unambiguous Exclusion Clauses in Multiple Causation Insurance Cases*, 67 Wash. L. Rev. 215, 232 (1992) (保険者を有責とすることについて)。また、特に地盤の動きによる損害についての免責条項について、地盤の不安定な地域を安易に開発するインセンティブを生み出すともいわれる。Risley, *supra* note 52, at 1163.

⁶⁴ カリフォルニアの地震を想定すると、リベラル・アプローチをとらないことは理解できるなどといわれる。JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 541; Vaughan, *supra* note 13, at 796.

⁶⁵ 直接にはリベラル・アプローチに対するものではないが、Wans, *supra* note 63, at 229, 232.

⁶⁶ Knutsen, *supra* note 5, at 986.

⁶⁷ Knutsen, *supra* note 5, at 1019.

(交通事故で加害者の責任保険が免責となったような場合であれば) それは他の保険の供給源である、被害者の第一当事者保険、長期就業不能保険、健康保険、社会保障等ということになる。損害負担に合意した者が、近因とされる同時存在的な付保されない原因があるという偶然のために、損害を負担しないことになる。

4 割合的アプローチ

これ以外に割合的アプローチが主張されることがある。割合的アプローチは、各原因が損害発生に寄与した割合に応じて保険者の責任を認めるものである。被保険者の合理的期待には最も適するといわれる⁶⁸。このアプローチに対しては、正確性が減少する、コストがかかるといわれるが⁶⁹、同様のことは比較過失において行われているといわれる⁷⁰。

また、近因アプローチや保守的アプローチよりもコストはかからないという次のような指摘もある。割合の評価のために保険者等は情報収集、評価の実施にコストをかけるが、そのコストは短期的にも、オール・オア・ナッシングの近因アプローチや保守的アプローチを採用した場合の保険市場全体にかかるコストより非常に小さい。近因アプローチや保守的アプローチでは、免責約款の文言が無視されることが多く、また、被保険者が保険料を支払い、期待し、保険者は保険料を獲得し、引き受けた損害についての担保が認められないことも多い⁷¹。さらに、保険者間での分担が問題になる場合には、保険担保の重複が起こることはなくなる。担保が認められるために、複数の原因から担保原因を取り出して原因であるとする必要もないので、長期的には訴訟コストも減少する⁷²。ただし、理論的には、保険契約による義務は合意に基づくものであり、

⁶⁸ Fierce, *supra* note 13, at 545; Mark Y. Umeda, *Concurrent Proximate Causes in Insurance Disputes: After Garvey, What Will Policyholders Expect?* 29 Santa Clara L. Rev. 423, 452 ~ 454 (1989).

⁶⁹ Fierce, *supra* note 13, at 545.

⁷⁰ Fierce, *supra* note 13, at 544; Knutsen, *supra* note 5, at 979.

⁷¹ Knutsen, *supra* note 5, at 1010 (因果連鎖型について)。

⁷² Knutsen, *supra* note 5, at 1011.

契約が補償を認めるか認めないかを記載しているのであれば、その中間を認める法原理は契約法の伝統的観念に反するともいわれる⁷³。

割合的アプローチをとる判例としてあげられるものとして、Wallis v. United Services Automobile Ass'n 判決⁷⁴がある。住宅の土台の損害が地盤沈下（免責事由）によって生じたのか、排水管の漏れも損害発生に寄与したかが問題となった事案である。判旨は、担保危険と免責危険が結合して損害を生じさせたときは、被保険者は担保危険によって生じた損害部分についてのみ権利があり、被保険者は陪審が担保危険に帰することのできる損害を分割できる証拠を示さなければならないとして、本件ではその証拠がないとした。事案の詳細が不明なので、評価しづらいところがあるが、議論の形は排水管の漏れによって地盤沈下が進んだということではなく、それぞれが損害に寄与したというものである。仮に、それぞれが協働して作用した結果損害が生じたという場合に（こういう事案ではないのかもしれない）、損害を分割してそれぞれの原因に帰すべき部分を示す証拠が必要なのだとすると、現実的には保険者免責を認めるに等しいようにも思われる⁷⁵。

Ⅲ リベラル・アプローチの射程

1 カリフォルニア州判例の動き

（1）Partridge 判決

リベラル・アプローチを採用し、後に、その射程を限定したことで、

⁷³ Fierce, supra note 13, at 544.

⁷⁴ 2 S.W.3d 300 (Tex.App. 1999).

⁷⁵ この他に、Fiess v. State Farm Lloyds, 392 F.3d 802 (5th Cir. 2004). 洪水（免責事由）で浸水した後にカビによる被害が発見されたが、調査により、洪水前から水漏れ（担保事由）でカビが発生していたという事案。判旨はカビの70%は洪水とは無関係という専門家の調査を信頼できるとして、70%についての責任を認めた。水漏れによって発生したカビと洪水によって発生したカビを分けたというものか、洪水後の状態につき、洪水による浸水と水漏れが協働して発生したカビを含めて、水漏れの寄与が70%としたものかははっきりしない。

アメリカでの議論に大きな影響を与えたのが、カリフォルニア州の判例である⁷⁶。まず、リベラル・アプローチを採用した判例として著名なのが、State Farm Mut. Automobile Ins. Co. v. Partridge 判決⁷⁷である。事案は次のようなものである。Aはピストルの引き金がすぐひかれる状態になるようにピストルを調整していた。Aは友人B等を自動車に載せて運転しながら、野うさぎを撃っていた。荒地に乗り入れ、自動車が地面のこぶにぶつかったときに、膝またはハンドルの上に置いていたピストルが発射され、Bが撃たれた。Aは自動車保険と住宅総合保険に加入していた。住宅総合保険の責任保険には自動車の所有、使用等から生じた (arising out of the ownership, maintenance, operation, use . . . of . . . any motor vehicle owned or operated by . . . any insured) 事故による人身傷害を免責とする自動車免責条項があった。自動車保険の保険金の上限は15000ドルで、住宅総合保険の上限は25000ドルであった。各保険会社は、さしあたり合計15000ドルをBに支払い、各保険会社の責任につき確認の訴えを提起し、支払うべき保険金の上限額を支払うことで合意した。保険会社によるAとBを相手とする確認の訴えが、本件訴訟である。問題となったのは、自動車保険でのみ担保されるのか、両方の保険で担保されるのかである。A、Bは、ピストルを改造したことで、過失ある運転の両方が協働的原因であるとして、両方の保険で担保されると主張した。

カリフォルニア州最高裁は次のように述べて、両方の保険会社の責任を認めた。「被保険者の責任が非自動車関連行為から生じ、かつ、自動車の使用とは独立して存在している限り、住宅総合保険はその責任をカバーする。」「改造銃を友達に貸したところ、友達が自動車を過失があるように運転し、銃が発射され、同乗者を傷つけたとする。Aと友達は伝統的な共同不法行為者であり、両者が責任を負う。この場合、Aの責任は住宅総合保険でカバーされ、友達の責任は友達の自動車保険でカバー

⁷⁶ これ以前にリベラル・アプローチをとっている判例がないわけではない。Fireman's Fund Ins. Co. v. Hanley, 252 F.2d 780 (6th Cir. 1958); Essex House v. St. Paul Fire & Marine Ins. Co., 404 F.Supp. 978 (D.C.Ohio 1975) (傍論)。

⁷⁷ 514 P.2d 123 (Cal. 1973)。

される。この点からみると、原告は単に両方の過失行為が一人の不法行為者によって行われたことを理由として住宅総合保険における責任を逃れようとしているということができる。このような偶然によって非自動車関連のリスクから生じた被保険者の責任をてん補する保険者の義務が否定されることはない。」「2つの別の保険を購入することで、被保険者は異なる原因から生じる責任についての担保を得る。住宅総合保険では非自動車関連リスクから生じる責任についての補償。自動車保険では、自動車関連リスクから生じる補償。本件での被保険者の責任は自動車関連の原因と非自動車関連の原因から生じているのだから、保険者は両方の契約で責任を負う。」

カリフォルニア州では、Partridge 判決以前に、排水管の破損による水漏れ（担保事由）が地盤沈下（地盤沈下による（by）損害は免責）を引き起こし、それにより家が損害を受けたという事案で、排水管の破損による水漏れを近因として担保を認めた Sabella v. Wisler 判決⁷⁸があった。Partridge 判決は、Sabella 判決につき、Sabella 判決の事案ではパイプの破損が地盤沈下という他の原因を生じさせたのだから、効果的原因という用語法は、有効であるが、本件では、両方の原因が互いに独立しているから、その用語法は有効ではないとした。

（2）Garvey 判決

Partridge 判決の後に、リベラル・アプローチの適用範囲を限定した判例として著名なのが、Garvey v. State Farm Fire & Cas. Co. 判決⁷⁹である。家の増築部分が本体から離れ始めているなどの家屋の損害が発生した。この損害は建物の土台が十分に地中深くに固定されていなかったことと、地盤沈下ないしは下降漸動が協働して発生したものである。住宅総合保険には、地盤の動きにより生じた（caused by, resulting from, contributed to）、あるいは悪化した損害は免責という免責条項があった。被保険者はこの免責条項はあるが、建築業者の過失は担保されているとして、保険金支払等を求めて提訴した。第1審では被保険者が勝訴し、

⁷⁸ 377 P.2d 889 (Cal. 1963).

⁷⁹ 770 P.2d 704 (Cal. 1989).

原審では保険者が勝訴した。

カリフォルニア州最高裁は、何が近因かによって判断されるべきであるとして、差し戻した。近因によって判断するということで、リベラル・アプローチはとっていない。判旨は、まず、責任保険と第一当事者財産保険を区別し、次のように述べる。財産保険では損害は種々の危険によって生じるので、どの危険について担保するかしないかが契約で示され、損害の原因が担保範囲に含まれるかどうかが問題になるのに対して、責任保険では、被保険者の過失による責任を担保するのであり、保険者は過失による責任を担保することに合意することで、幅広い、多様な危険を引き受けることに合意している。ほとんどの場合に何らかの担保原因が損害発生に寄与しているということではできるのであり、Partridge 判決のルールが第一当事者保険に拡張されれば、いかに軽微なものであれ、そのような原因が存在していれば、担保が認められることになる。

次に、判旨は、原審の Partridge 判決の理解につき、Partridge 判決は担保危険と免責危険は発生と作用において独立していなければならないとするものであり、Partridge 判決の事案では、それぞれの行為が他方の存在とは無関係に損害を引き起こしたであろうから、互いに独立したものであると理解するものと位置づける。そして、原審によれば、Partridge 判決のどちらの原因も、必然的に他の原因が作り出した条件に基づいて作用するものでも、他の原因を促進するものでも、他の原因に内在する損害の可能性を現実化するものでもないと指摘する。その上で、堤防が作られていたが、洪水のために堤防も破壊され、洪水による損害が生じた場合に、洪水免責と洪水に対する防災設備の維持・管理における過失担保が問題となった事案において、Partridge 判決のルールを適用した Guyton 判決⁸⁰につき、古典的な従属的因果関係のケースであるから、近因によって判断した Sabella 判決のルールによるべきであったとし、本件も Sabella 判決のケースであり、近因によるべきであるとした。

Garvey 判決のポイントは、責任保険と第一当事者財産保険の区別と、Sabella 判決と Partridge 判決の事案の区別である。前者については、

⁸⁰ Safeco Ins. Co. v. Guyton, 692 F.2d 551 (9th Cir. 1982).

判例上、このような区別によってリベラル・アプローチの適用を分けることが明示されることはあまりない。ただ、判例の傾向として、第一当事者保険では近因アプローチによるが、第三当事者保険ではリベラル・アプローチによるといわれることもある⁸¹。また、リベラル・アプローチの適否に結びつけるかどうかは別として⁸²、責任保険と第一当事者保険でこのような違いがあること自体は支持されているようである⁸³。

後者については、Partridge 判決自身、Sabella 判決の事案との違いを指摘していたところであるが、問題になるのは、何が違うと理解するかである。Garvey 判決では、Partridge 判決は複数の原因が発生と作用において独立していなければならないとするものという原審の理解を挙げ、結論として本件は Sabella 判決と同じ事案とする。Partridge 判決は、Sabella 判決の事案は、担保原因（パイプの破損）が免責原因（地盤沈下）を生じさせたものであることを指摘して、事案が異なるとする。この点からみれば、Garvey 判決の事案は、建築業者の過失により、地盤の動きが生じたものでも、逆でもない。建築業者の過失により建物が地盤の動きに耐えられなかったというものである。これは、建築業者の過失と地盤の動きはそれぞれ独立した原因であるともいえそうである。しかし、Garvey 判決はそのような見方をするものではない。ポイントは、複数

⁸¹ 7 COUCH ON INSURANCE, supra note 23, § 101:56; Dahlquist, supra note 60, at 963. Partridge 判決の射程は責任保険に限られるとするものとして、Warrilow v. Norrell, 791 S.W.2d 515 (Tex.App. 1989).

⁸² リベラル・アプローチを第三当事者保険に限ることに疑問を示すものとして、JERRY & RICHMOND, supra note 8, at 541.

⁸³ 第一当事者保険と第三当事者保険では事情が異なることを指摘するものとして、Knutsen, supra note 5, at 978; Smith & Simpson, supra note 13, at 342; McDowell, supra note 26, at 592. 第一当事者保険にリベラル・アプローチを適用することを批判するものとして、Michael E. Bragg, Concurrent Causation and the Art of Policy Drafting: New Perils for Property Insurers, 20 Forum 385, 387 et seq. (1985). 第三当事者保険でリベラル・アプローチを適用することにつき、Garvey 判決があげる点の他に、善良な被害者の保護、第三当事者保険では複数の保険のどちらが適用されることが問題となることが多いことなどの政策的要素を含めた衡量によるともいわれる。Dahlquist, supra note 60, at 964.

の原因が「必然的に他の原因が作り出した条件に基づいて作用するもの、他の原因を促進するもの、他の原因に内在する損害の可能性を現実化するもの」であれば、独立していないということである。このような関係があれば、一方が他方を生じさせたという関係がなくても、独立しているとはいえないとみるのであり、建物の強度不足という建築業者の過失は、必然的に地盤の動きに基づいて作用する、あるいは地盤の動きに内在する危険を現実化するものとみているということであろう。

2 独立性

(1) 独立性の考え方

(ア) 独立性の要件の位置づけ

リベラル・アプローチが適用されるのは、複数の原因が独立している場合であるという理解は Garvey 判決以外でも多くの判例によって示されている。ただ、独立していることの意味は必ずしも明らかではない⁸⁴。独立性の意味を考える手がかりとして、リベラル・アプローチは一定の場合に適用されるという考え方を図式的にいうと、次のように分けることができる。

まず、保険者の責任を認めるべき何らかの積極的理由がある場合に、リベラル・アプローチを適用するという考え方がありうる。この見方からすると、独立性の内容は、保険者の責任を認めるべき積極的理由を反映することになる。これと別の見方として、担保事由を優先すべき特段の理由、あるいは免責事由を優先すべき特段の理由がない中立的な場合には、原則リベラル・アプローチを適用するとして、リベラル・アプローチによって当然に保険者の責任を認める処理ではなく、別の判断枠組みで処理すべき積極的理由がある場合に、リベラル・アプローチを否定するという考え方がありうる。この場合には、独立性がないことに積極的な意味があることになる。

この図式は、考え方の方向性として、どこに力点を置いて考えるかということに関するものである。これからみていくように、独立性にはこ

⁸⁴ Risley, supra note 52, at 1161.

の2つの考え方が混在しているように思われる。

(イ) 責任肯定要件としての独立性

まず、前者の立場から、独立性の内容として、どのようなことが考えられるであろうか。この点から理解できるものとして、判例でよくみられるのは、それ自体で請求権を基礎づけることができる、それ自体で訴訟を基礎づけるに足る (actionable) 場合には独立しているという考え方である⁸⁵。請求権を基礎づけることができるという表現は責任保険には馴染みやすい⁸⁶。責任保険では被保険者が第三者に対して負担する損害賠償責任が対象となるので、免責事由と担保事由が協働して損害賠償責任が発生した場合において、担保事由だけで損害賠償責任の発生を基礎づけることができるのであれば、免責事由に関わらない損害賠償責任とみて保険担保を認めるという説明が考えられる。Partridge 判決における、「被保険者の責任が非自動車関連行為から生じ、かつ、自動車の使用とは独立して存在している限り、住宅総合保険はその責任をカバーする。」という判旨はこのように理解することもできる。

もっとも、形式的に言えば、Partridge 判決の事案においても、担保事由だけで請求権を基礎づけることができるとはいえないともいえる。この事案でも、実際には、自動車の使用が事故のきっかけになっている。引き金はひかれやすくなるよう細工されており、自動車の使用によらずとも何らかの衝撃で引き金はひかれる状態になっていたのであるから、そういう意味では引き金を細工したことは自動車の使用とは独立している。ただ、現実には自動車使用が原因となっており、荒っぽい運転をし

⁸⁵ U. S. Fidelity & Guaranty Co. v. St. Elizabeth Medical Center, 716 N.E.2d 1201 (Ohio App. 1998); Varda v. Acuity, 702 N.W.2d 65 (Wis.App. 2005); American Family Mut. Ins. Co. v. Co Fat Le, 439 F.3d 436 (8th Cir. 2006); Siebert v. Wisconsin American Mut. Ins. Co., 797 N.W.2d 484 (Wis. 2011); Intermed Ins. Co. v. Hill, 367 S.W.3d 84 (Mo.App. 2012)。もっとも、判例では、責任肯定の積極的要件が問題となっているときにのみ、請求権を基礎づけることができるという表現が用いられるわけではない。

⁸⁶ ただし、責任保険についてだけいわれるわけではない。American Family Mut. Ins. Co. v. Schmitz, 793 N.W.2d 111 (Wis.App. 2010)。

なければ、少なくともその時点で事故が発生することはなかったといえる。損害賠償請求との関係では、引き金の細工により損害が生じたことを示すために、自動車の運転との関係で引き金がひかれたことを示すことになる。こういういい方をすれば、免責事由と独立して責任負担するものではないともいえる。つまり、担保事由がそれ自体で訴訟を基礎づけるに足るという表現だけで、それがどういう場合かが当然に確定できるわけではない⁸⁷。

ただし、実質的にみれば、Partridge 判決の事案からすると、保険者の責任を認めるべき独立性がある場合について次のような仮説が考えられる。自動車の運転の振動により銃の引き金がひかれたのだから、自動車の運転と引き金の細工の両方が結果に寄与している。しかし、どの事由の危険が現実化したのかと考えると、引き金を細工したことで少しの振動で銃が発射される状態であったという危険が、たまたま自動車の振動を契機として現実化したとみるのが合理的であろう。銃をもって歩いていて、つまづいて転んだ際に引き金がひかれるなど、細工された引き金がひかれる契機は何でもありえるところ、実際には自動車の運転の振動が契機となっただけである。

担保事由、免責事由はそれぞれ危険を引き受ける範囲、引き受けない範囲を画定するものであるから、形式的にはそれぞれの事由が協働している場合であっても、危険の現実化という観点からは、一方の危険が現実化したものであると評価することができる場合には、その危険に則して考えることが合理的である。その危険が担保事由であれば保険担保を認めるべきである⁸⁸。これは担保事由と免責事由が相互に独立している

⁸⁷ このようにみれば、複数の原因が完全に独立していることはほとんどないことから、結局、Partridge 判決の意味するところは、原因が独立していようとしてまいと、原因の1つが担保事由であれば保険担保を認めることであるとするものとして、JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 540.

⁸⁸ なお、自動車保険は自動車の運転に内在する危険のみを担保するものであるとすれば、この考え方からすれば Partridge 判決の事案では、自動車保険では免責とするべきことになる。しかし、自動車保険はより広く自動車に関わる事故の危険を担保するものだとすると、自動車保険と住宅総合保険の両方で保険担保が認められることになる。一般的には、自動車保険の担保条項は広く解

というよりは、実質的に問題となっている危険は1つといえる場合である。ただ、自動車運転の危険は実質的には考慮する必要はないという意味で、引き金の細工という危険は自動車運転から独立しているということもできる。いずれにせよ、Partridge 判決からすると、このような仮説が考えられる。

(ウ) 当然に責任を肯定しない要件としての独立性

次に、後者の立場、すなわち、リベラル・アプローチを否定する要件として、独立性がないことに意味があるという立場から、独立性がないことの内容として、どのようなことが考えられるであろうか。Garvey 判決を参考にすると、1つの仮説が考えられる。Garvey 判決は Sabella 判決等から因果連鎖の事案にはリベラル・アプローチは適用されないとしている。Sabella 判決の事案は、担保事由が免責事由を発生させたという因果の連鎖（発生に関する相互関係）がある事案である。因果連鎖の場合にはリベラル・アプローチは適用されないということは、発生に関する相互関係があればリベラル・アプローチは適用されないと言い換えることができる。そして、Sabella 判決では、起動的近因を近因として近因アプローチによって判断されている。このことは発生に関する相互関係がある場合には、リベラル・アプローチを適用せず、協働した複数の原因を比較して、選ばれた原因に則して保険者の責任を判断すると言い換えることができる。Sabella 判決では、比較の基準が起点となる事由かどうかであるということである。

Garvey 判決の事案は、過失ある建築（担保事由）と地盤の動き（免責事由）が協働して損害を発生させたという事案であり、担保事由と免責事由の間に発生に関する相互関係はない。相互関係という点からみると、協働して損害を発生させたという点で作用に関する相互関係はある⁸⁹。ただ、作用に関する相互関係は、形式的には Partridge 判決の事案でも

され、住宅総合保険等の自動車免責条項は狭く解されるようである。Smith & Simpson, *supra* note 13, at 396 ~ 397.

⁸⁹ 発生における相互関係と作用における相互関係という区別につき、Fierce, *supra* note 13, at 533; Smith & Simpson, *supra* note 13, at 424.

みられるのであり、この相互関係だけでリベラル・アプローチの適用を否定することはできない。そこで、さらに Sabella 判決の事案に引き寄せて、リベラル・アプローチを否定すべき類型と位置づけるに足る相互関係として、「必然的に他の原因が作り出した条件に基づいて作用するもの、他の原因を促進するもの、他の原因に内在する損害の可能性を現実化するもの」という性質上の相互関係があれば、その相互関係に関する何らかの基準により協働した複数の原因を比較することで保険者の責任の有無を判断し、当然に保険者の責任を肯定するリベラル・アプローチの適用を否定するということが考えられる。

この仮説からすれば、当然にリベラル・アプローチを適用すべきではなく、複数の原因を比較して保険者の責任を判断すべきであるといえる、相互関係はどのようなものかが問題になる。相互関係があれば、複数の原因を比較するという枠組みからすれば、ここで問題となる相互関係は、比較することで複数の原因の1つを選択することが可能になる要件であるといえる。Sabella 判決は、起動的近因で判断するという判断基準を採用しているが、起動的近因という判断基準を用いることができるのは、因果連鎖という発生に関する相互作用があるケースだからであるといえよう。Garvey 判決では、上記のようにリベラル・アプローチを否定する要素として注目されているのは、因果連鎖という要素ではない。そうすると、リベラル・アプローチを否定した場合に、用いる判断基準は Sabella 判決とは異なってくる。Garvey 判決では、効果的近因によって決めるとするが、当該事案において何が効果的近因かは陪審が決めるものとしている。効果的近因の内容が明らかにされているわけではないが、どちらが支配的かというものだとすると、複数の原因間に上記のような相互関係があれば、この相互関係から、どちらかを支配的な原因と評価することが可能になるというふうに考えられる⁹⁰。

⁹⁰ ただし、後掲注105と本文参照。なお、相互関係に着目することからすれば、理論的には、相互関係に基づいてどちらの原因に則して考えるかを検討するのが合理的であろう。しかし、Garvey 判決を素直にみれば、相互関係がある場合に、相互関係とは関係のないどちらが支配的かという基準で判断するもののようにみえる。

(エ) まとめ

リベラル・アプローチが適用される範囲を画する要件としての独立性の意味を一般的に考えると、上記のようなことが考えられる。しかし、これはあくまで仮説であり、このような観点から独立性の内容を明確にするという形の議論がなされているわけではない⁹¹。

当然に責任を肯定しないための要件という角度からみた場合、上記の仮説によれば、因果連鎖の場合または Garvey 判決がいう相互関係がある場合には、複数の原因を比較することで判断するのが妥当であるのに対し、特に比較を可能にするような相互関係がない場合には、リベラル・アプローチを支持するということになる。そして、複数の原因が独立しているとは、比較を可能にする相互関係がない場合を指すということになる。他方、責任肯定要件という角度からみた場合、実質的には担保事由が表わす危険のみが現実化したといえる場合にも、独立性があるとして、ここでは当然に保険者の責任を認めることになる。これが Partridge 判決のケースである。

これをまとめると、保険者の責任を肯定する場合には、3通りあることになる。①担保事由が表わす危険が現実化したから当然に担保を認めるべき場合（独立性がある）、②担保事由と免責事由のそれぞれの危険が協働したときに（①のような場合ではない）、担保事由と免責事由の比較の結果、担保事由に則して判断すべきといえる場合（独立性はない）、③担保事由と免責事由のそれぞれの危険が協働し、比較を可能とする相互関係もないときに、そのような場合の処理としてリベラル・アプローチを支持する結果、保険者の責任を認めるという場合（①②に該当しない場合にリベラル・アプローチを適用する立場からは、独立性があるも

⁹¹ 独立して請求権を基礎づけること、訴訟を維持できること以外に独立性の内容としてあげられるものとして、たとえば、次のようなものがある。損害の独立した原因とするものとして、Guaranty National Ins. Co. v. North River Ins. Co., 909 F.2d 133 (5th Cir. 1990); Bituminous Casualty Corp. v. Maxey, 110 S.W.3d 203 (Tex.App. 2003). 独立して存在する行為とするものとして、State Farm Fire Casualty Co. v. Estate of Evoniuk, 681 F.Supp. 662 (D.C.Cal. 1988). 必然的な関連にないものとするものとして、State Farm Ins. Co. v. Seefeld, 472 N.W.2d 170 (Minn.App. 1991).

のとされる)である。

これに対応して、保険者免責を認める場合を考えると、次の2通りがある。①' 免責事由について①のことがいえる場合、すなわち、免責事由の表す危険が現実化したから、当然に免責とすべき場合、②' 担保事由と免責事由のそれぞれの危険が協働したときに、担保事由と免責事由の比較の結果、免責事由に則して判断すべきといえる場合、である。

なお、Garvey 判決は、②または②' に該当する場合であることまでを判断した、つまり、比較によって判断すべき事案であることまで判断し、担保事由と免責事由のどちらに則して判断すべきか、どちらを近因とみるかについては判断していない。ただし、後述のように、判例では独立性を否定した結果、保険者免責を認めるものが多い。これは①' に当たるか、②' の結論まで判断した、つまり、比較によって判断すべき場合であり、免責事由に則して考えるべきであることまで判断したかのどちらかといえよう。

以下では、免責事由の表す危険が現実化したかどうか問題となっている事例⁹² (①' に該当する、あるいは該当しない結果③)と、担保事由と免責事由の表す危険がそれぞれ協働した事例 (②ないし②' に該当する、あるいは該当しない結果③)に分けて、具体的にどのような場合に、保険者の責任が認められ、あるいは否定されているかをみていく。なお、前述のように、アメリカにおいてこのような角度からの議論がなされているわけではない。また、Partridge 判決や Garvey 判決が一般的に上記の仮説のように理解されているというわけでもない⁹³。したがって、以下の分析は判例の見方の1つであり、アメリカにおける議論状況を反映したものではない。

(2) 独立性に関する判例

(ア) 免責事由の表す危険の現実化

まず、免責事由の表す危険が現実化したものといえるかどうか問題

⁹² 担保事由の表す危険が現実化した例は、Partridge 判決である。

⁹³ 当該事案における近因の違いを表すものとみるものとして、Wuerfel & Koop, *supra* note 38, at 401 ~ 402.

となったといえる事例をとりあげる。この場合に免責が認められる典型例といってよいと思われるのが、Safeco Ins. Co. v. Gilstrap 判決⁹⁴である。未成年者である子供が兄のオートバイを運転し交通事故を起こしたことによる、親の損害賠償責任につき、自動車の使用等から生じた (arising out of) 人身傷害を免責とする自動車免責条項により、住宅総合保険の保険担保が否定されることになるかが問題となった。親の過失としては、オートバイを子供が使用したことにつき、オートバイを子供に委ねたことの過失がとりあげられている。この判決は、Partridge 判決において問題となった独立した行為は引き金の細工であり、これは自動車の使用と関係のない行為であるのに対し、本件での被保険者の義務、オートバイを子供に委ねないように注意する義務、はオートバイの使用と独立した行為から生じるものではないとする。オートバイを委ねる行為とオートバイの使用は分離することはできないとして、保険者免責を認めた。

この判決を保険担保の観点からみると、次のような説明が可能であろう。拳銃の引き金を細工することの危険は自動車運転に関連した危険ではない。Partridge 判決では、引き金を細工することの危険が自動車運転の過失により現実化したわけであるが、それはたまたま自動車運転がきっかけになっただけであって、引き金の細工の危険が自動車運転と関連性をもっているわけではない。これに対して、自動車を子供に委ねることの危険は自動車運転の危険と直結している。自動車を運転するという行為自体ではなくても、子供に自動車を委ねることの危険性は子供が自動車を運転することの危険性であるから、まさに自動車運転の危険に関する行為である。これは免責事由が表わしている危険が現実化した事案といえる⁹⁵。

⁹⁴ 190 Cal.Rptr. 425 (Ct.App. 1983).

⁹⁵ このような観点から、独立性を否定したものと位置付けることができる判例として、たとえば、次のものがある。① Smith v. State Farm Fire & Cas. Co., 531 N.W.2d 376 (Wis. 1995). 数時間にわたり飲酒した後で、ヘルメットをかぶらずに子供を乗せてスノーモービルを運転し、事故を起こした。死亡等した子供の親による運転者に対する損害賠償請求に関して、運転者の住宅総合保険で担保されるかが問題となった。自動車免責条項はあるが、運転者が過度に飲

これに対して、免責事由の表す危険が現実化したものとは認めらな

酒していたこと、酩酊状態を分かっていたこと、子供にヘルメットなしで乗ることを認めたことが、事故の独立した協働の原因として保険担保が認められるかが問題となった。判旨は、酩酊とヘルメットを着けさせなかったことは、スノーモービルの運転がなければ、問題にならないとして、免責を認めた。

② *Siebert v. Wisconsin American Mut. Ins. Co.*, 797 N.W.2d 484 (Wis. 2011). 友人に食料品店に行って帰ってくるならということで自動車の運転を許可したところ、食料品店には行かずにはパーティーに行き、その途中で交通事故を起こした。運転者の被害者に対する損害賠償責任について、運転を許可した者が被保険者となっている自動車保険で担保されるかが問題となった。許可を超えた運転における過失は免責事由であるが、運転の許可は担保事由であるとして、原因の協働が問題とされた。判旨は、過失ある運転がなければ、過失ある委託は責任を発生させないとして免責を認めた。

③ *State Farm Ins. Co. v. Seefeld*, 472 N.W.2d 170 (Minn.App. 1991). 建造中のトレーラーを自動車で牽引して走行中に、トレーラーをつないでいたボルトが外れ、トレーラーが離れたため事故を起こし、トレーラーに乗っていたBが傷害を負った。Bとその父は、運転者Aと、トレーラーを設計し、製造していたCに対して損害賠償請求した。自動車免責条項のあるAの住宅総合保険で担保されるかが問題となり、Cにつき、トレーラーの設計と製造における過失と、自動車運転との競合が問題となった。判旨は、次のように述べて免責を認めた。免責となるには損害が自動車使用の自然で、合理的な結果であれば十分であり、トレーラーの設計と製造は自動車の所有と使用の両方に関連するものだから、保険担保はない。事故は設計と製造がなければ生じなかった。したがって、非自動車関連の原因は自動車関連の原因と独立していない。設計上の過失についての責任は必然的に自動車の運行または使用から生じる。

④ *Burlington Ins. Co. v. Mexican American Unity Council*, 905 S.W.2d 359 (Ct.App.Tex. 1995). ユース・ホステルの滞在者が、住居の外で見知らぬ者から身体的、性的暴行を受けた。被害者は、ユース・ホステルの経営者は住居の外に出ることを許可したことに過失があるとして、経営者に対して損害賠償請求した。経営者が加入していた家主責任保険 (Owners', Landlords' and Tenants' Liability Insurance Policy) で、担保されるかが問題となった。暴行から生じた (arising out of) 人身傷害については免責とする免責条項があり、暴行と外出許可の協働が問題となった。判旨は、暴行がなければ傷害はないとして免責を認めた。

⑤ *State Farm Mut. Ins. Co. v. Roberts*, 697 A.2d 667 (Vt. 1997). AとBが、BがAにあげた自動車のエンジンを、BのトラックからAのガレージに降ろす

かった結果として保険者の責任が肯定された事例といえるものとして、Centermark Properties v. Home Indemnity Co. 判決⁹⁶がある。事案は必ずしも明らかではないが、おそらく警備会社の警備員が不審者に自動車を奪われ、その不審者が自動車運転中に事故を起こしたというものだと思われる。交通事故の被害者に対する警備会社の責任について、商業総合責任保険 (Commercial General Liability Policy) の、自動車の所有、使用等から生じた (arising out of) 人身傷害を免責とする自動車免責条項で免責になるかどうかが問題となった。ここで警備会社の過失としてあげられたのは、警備員が不審者に対応するときの守らなかつたことに関して、警備員を雇う際の慣行、訓練の方針および計画が適切かつ十分ではなかつたことである。これと自動車の使用との関係が問題になった。判旨は、これは自動車の使用とは別の免責されていない原因に当たるとして保険者の責任を認めた。

ここでは警備会社の訓練等についての過失は、警備員が自動車を奪われたという点で、自動車の運転の危険と事実上のつながりがないわけではない。しかし、警備員に対する訓練等が十分ではないことの危険は不審者等への対応の際の危険であり、自動車運転上の過失に関連するものではないと考えられる⁹⁷。訓練等が十分であれば、自動車を奪われることもなく、その結果、交通事故も発生しなかつたとみれば、訓練等の過

作業をしているときに事故が起こり、Bは傷害を負った。トラックの最後部にベニヤ板を立て掛け、傾斜を作って、それにエンジンを載せて降ろそうとしたところ、板がずれて、板に片足を載せていたBは落ちて、ガレージの壁と床にぶつかり、また、エンジンが手の上に転がってきたために、傷害を負った。AのBに対する損害賠償責任が、Aの住宅総合保険で担保されるかが問題となった。自動車の荷降ろしから生じる損害を免責とする自動車免責条項があるところ、Bの傷害は、ベニヤ板を床の凍った部分に置くように指示したというAの過失の結果生じたと主張され、原因の協働が問題となった。判旨は、トラックからの荷降ろしは明示的に免責されており、Aの指示という過失行為を免責条項から分離することはできないとして、免責を認めた。

⁹⁶ 897 S.W.2d 98 (Mo.App. 1995).

⁹⁷ 日本的に言えば、相当因果関係があるかどうか問題になりうる事案であろう。

失と交通事故の因果関係がないわけではないが、危険の関連性という観点で、独立性を認めたものといえよう。

本件は交通事故の事案であるから、自動車運転の危険も損害発生に寄与している。この点で、Partridge 判決のように、担保事由が表わす危険のみが現実化したものとはいいいにくい事案である。しかし、担保事由と免責事由の比較を可能にする関連性がないので、その場合にリベラル・アプローチを用いるということで保険者の責任を認めた事例といえよう。

上記のような自動車を委ねたことの過失と自動車使用の関係の例と、警備員の訓練等の過失と自動車使用の関係の例は、免責事由が表す危険の現実化という観点からした場合、それぞれ独立性を否定しやすいケースと独立性を肯定しやすいケースといえるが、判断が微妙と思われるケースとして次のような事例がある。U. S. Fidelity & Guaranty Co. v. St. Elizabeth Medical Center 判決⁹⁸では、医者 of 医療過誤に関する医療機関の損害賠償責任についての責任保険の保険者の責任が問題となった。保険契約では医療行為による (due to) 人身傷害についての免責条項があったが、医療機関が当該医者をスタッフとし続け、病院の特権も与え続けたことで、その信用を保証したことが過失であると主張された。判旨は、その行為がそれ自体で請求権を基礎づけることが可能であり、かつ、訴訟を基礎づけるに足るのに免責危険の発生を必要としない場合にのみ、独立しているとした上で、過失ある信用保証はそれ自体で請求権を基礎づけることができるが、傷害が病院のスタッフの医療行為または不作為によることを証明しなければ訴訟は維持できないため、過失ある信用保証による損害は、医療行為等による損害から独立していないとした。

Intermed Ins. Co. v. Hill 判決⁹⁹では、医者 of アシスタントによる患者に対する性的暴行に関する医療機関の損害賠償責任についての、専門家責任保険の保険者の責任が問題となった。保険契約では、性的行為から生じる (arising from) 責任については免責とされていたが、アシスタントに対する監督について過失があり、過失は免責とされていないと主張

⁹⁸ 716 N.E.2d 1201 (Ohio App. 1998).

⁹⁹ 367 S.W.3d 84 (Mo.App. 2012).

された。判旨は、損害の原因である過失についての請求の本質的要素が、異なる請求（性的暴行についての請求）の本質的要素に関係なく述べることができるものであれば、それぞれの原因は他の原因と独立した別個のものであるとした上で、過失ある監督の証明は違法な接触行為の証明を必要としないから、これらは別個であるとした。また、監督は不適切な医療行為を防ぐためのものであり、適切な監督は内在的に性的暴行の防止に関連しているわけではないとした。

免責事由が表す危険の現実化という観点で、これらの判決をみると、St. Elizabeth 判決は、スタッフとすることについての過失がもつ危険は、医療過誤を起こすような者をスタッフとするという危険で、医療過誤と関連のある過失であると評価したものといえる。これに対して Hill 判決は、アシスタントに対する監督上の過失がもつ危険は専ら医療過誤等に関する危険であり、性的暴行とは関係がないと評価したものといえる。しかし、監督を性的暴行と関連させずに評価することが妥当かどうかについては意見が分かれうるところであろう¹⁰⁰。

（イ）危険の協働

次に、担保事由または免責事由が表わす危険が現実化したものかどうかは問題にならず、両方の危険が協働したといえる場合に、どのような判断がなされているかをみる。この場合、前述の仮説からすれば、担保事由と免責事由を比較することができる相互関係があれば、それに基づいて判断がなされ、相互関係がなければリベラル・アプローチで保険者の責任が認められることになる。まず、American Family Mut. Ins. Co.

¹⁰⁰ この2つの判決については、形式的には次のような区別も可能である。St. Elizabeth 判決は訴訟を基礎づけるに足ることまで要求している点で、Hill 判決と異なる。訴訟を維持するには損害発生が必要であることからすると（故意の場合を除く）、損害があったというためには医療過誤を主張するしかない。Hill 判決は、請求の本質的要素が無関係であれば足りるとしているの、損害との関係で性的暴行を主張しなければならないということは問題にならない。ただ、このような視点がリベラル・アプローチの適用範囲とどのような関係があるかの説明は困難であろう。

v. Schmitz 判決¹⁰¹がある。新しい地下室を作るために、家の後部の地面が掘られており、家の土台のまわりの土が取り除かれ、現在の土台と新しい地下室の壁との間に空間ができていたにもかかわらず擁壁はなく、これは法令違反であった。豪雨により、掘られた部分から水が流れ込み、家の基礎の下から土を流しだし、土台が崩壊した。法令違反の欠陥のある建築方法のために、家屋が豪雨により倒壊したという事案であり、住宅総合保険の水による (caused directly or indirectly by) 損害についての免責条項との関係で免責になるかどうかが問題となった。判旨は、欠陥のある建築方法がなければ豪雨でも倒壊しなかったという判断を前提として、水がなければ欠陥のある建築方法は問題にならなかった、つまり、免責危険の発生がなければ、担保危険は訴訟ができるものではなかったとして免責を認めた。

これに対して、Wallach v. Rosenberg 判決¹⁰²は、嵐による水が防波堤の下の土に染み込み、圧力がかかったことで防波堤が倒壊し、崩れた防波堤とつながっていた隣人の防波堤も崩れたという事案である。防波堤の支持棒がきちんとしていれば、倒壊しなかったという事案であり、隣人に対する損害賠償責任につき、住宅総合保険の保険者は水による (resulting directly or indirectly from) 損害についての免責条項との関係で免責になるかどうか問題となった。判旨は、Partridge 判決をあげ、免責原因と担保原因が協働した場合には担保が認められるとした。

これらは Garvey 判決と類似の事案であり、免責事由と担保事由が補完的に協働し、損害が発生したというものである。また、いずれも建築方法や管理が適切ではなかったということと、自然の作用が協働して建物等の損害を引き起こしたという事案である。ただ、もう少し詳しく、建築方法等の瑕疵と、自然の作用との関係をいえば、次のように考えられる。Garvey 判決については、土台が十分に深く固定されていなかったことは、地盤の動きのみに関するものではないとしても、地盤の動きに耐えることができないという危険に関するものであるといつてよいように思われる。Schmitz 判決では、擁壁がなかったことの危険と豪雨に

¹⁰¹ 793 N.W.2d 111 (Wis.App. 2010).

¹⁰² 527 So.2d 1386 (D.C.App.Fla. 1988).

より土が流れ出して倒壊するという危険との関係が問題となる。擁壁があれば倒壊しなかったとされているのだから、事実上関連性があることは確かであるが、問題は、擁壁の設置は、豪雨で土が流れ出すという状況を通常想定して求められるものかどうかであり、これは筆者には判断がつかない。Wallach 判決では、壁を支える支持棒が整備されていなかったことが問題となったところ、支持棒は嵐により水が染み込んだ土の圧力だけに対応するものではないとしても、直感的には、このような状況にも対応することは想定されているといつてよいように思われる。このように事案をより細かくみていくと、それぞれに違いがあり、また、担保事由の表す危険と免責事由の表す危険の関連性をどのように評価することも微妙である¹⁰³。

ここで、注意すべきは、担保事由と免責事由の表す危険に関連性があるといえるとしても、どちらを主として考えるべきかという判断ができなければ、関連性から結論を導くことはできない点である。この点で、たとえば、Garvey 判決の事案につき、建物の強度不足という建築業者の過失は、必然的に地盤の動きに基づいて作用する、あるいは地盤の動きに内在する危険を現実化するともいえるが、建物の強度が十分であれば影響しない程度の地盤の動きであることからすれば、この程度の地盤の動きは必然的に建築業者の過失に基づいて作用する、強度不足という建築業者の過失に内在する危険を現実化するものという逆の表現もできると考えると、関連性はあるといっても、この関連性から、担保事由に則して責任を肯定するのか、免責事由に則して責任を否定するのかの結論を導くことはできない。

これに対して、土台が十分に深く固定されていなかったという瑕疵は、その瑕疵のみで損害をもたらすことはほとんどなく、主に想定されるの

¹⁰³ なお、Schmitz 判決や Wallach 判決の判旨の表現は、協働した事由の客観的な関連性を問題とするというアプローチを示しているわけではない。たとえば、Schmitz 判決は、水がこなければ擁壁がないことは関係がなかったとあり、免責危険の発生がなければ、担保危険は訴訟ができるものではなかったと述べている。こういう表現だけからすると、たとえば、同時協働的因果関係の場合に、独立性が認められることはありえなくなるようにみえる。

は地盤の動きと協働することにより損害をもたらすことだとすると、このような建築上の瑕疵を担保するということは、地盤の動きと協働することによる損害を担保するものと解釈することが考えられる¹⁰⁴。このように、客観的な危険の関連性ということだけでは、結論を導くことができない場合に、担保条項等の趣旨の解釈という形で、結論を導くことができる場合もある。もちろん、担保条項の趣旨という形でも判断が困難な場合もあるであろう¹⁰⁵。担保事由と免責事由との関連性に着目するというアプローチをするのであれば、微妙な事例が生じるのはやむを得ないところであろう¹⁰⁶。

¹⁰⁴ これは最終的には約款解釈という形で結論を導いている。担保事由の表わす危険と免責事由の表わす危険の客観的な相互関係のみからどちらに即して考えるのが妥当かという結論を出すのではなく、客観的な相互関係を基礎に、当該保険の趣旨等を考慮して、そのような相互関係のある危険の競合の事例につき保険担保を認めるかどうかを判断するもので、このような場合には判断の中に約款解釈の要素も入ってくる。

なお、このような説明をすると、結論としては、担保事由の表す危険が現実化したものとみるということであり、この点では、Partridge 判決と同じことになるともいえる。ただし、Partridge 判決の事案は、担保事由と免責事由の相互関係を比較することによって結論が導かれたわけではない。これに対して、Garvey 判決の事案は、担保事由と免責事由の関連性から、どちらに則して考えるべきかというところで、担保事由が表す危険は何かを担保事由と免責事由の関連性を考慮して解釈したというものであり、担保事由と免責事由の関連性に基づく解釈が必要になるという点で、Partridge 判決とは異なる。

¹⁰⁵ 上記の Garvey 判決の事案についての解釈も 1つの考え方というだけで、建築上の瑕疵に即して考えることが当然に合理的な解釈とまでいえるものではない。上記の解釈は、建築上の瑕疵を土台が十分に深く固定されていない瑕疵というところまで具体化し、この瑕疵は担保することを前提として解釈したものである。問題は、土台が十分に深く固定されていないという建築上の瑕疵を担保するものかということであり、地盤の動きと連動するような建築上の瑕疵はすべて免責とする趣旨と解釈することも考えられる。これは最終的には住宅総合保険の趣旨等から、合理的解釈としてどちらかの解釈が妥当かを導くことができるかという問題であり、決め手がなければ、危険に関連性がないものとして扱うことになる。なお、Garvey 判決自体については前掲注90) 参照。

¹⁰⁶ 独立性を肯定した判例として、たとえば、次のものがある。① Waseca

(3) 協働の形態と危険の性質

Mut. Ins. Co. v. Noska, 331 N.W.2d 917 (Minn. 1983). 焼いた木の枝などの燃え殻を入れた樽を載せたトレーラーを、トラックでけん引して、ごみ投棄場に向かっていた。燃え殻の炭のいくつかは熱いままであり、トラックが動いたことにより空気が送られたことで再び燃え出し、トラックからこぼれおち、道路に隣接した広範囲の地面に火をつけた。火は少なくとも9日間燃え続け数千エーカーの土地に広がり、多くの農家の施設や家に損害を与えた。自動車免責条項のある住宅総合保険で、この損害賠償責任が担保されるかが問題となった。判旨は、次のように述べて、保険担保を認めた。損害の原因の1つは、まだ消えていない燃えさしを樽に入れたという過失行為である。ただし、燃えさしを運ぶために車をつかわなければ、広範な火災は起こらなかった。したがって、火災は自動車の使用からも生じた。2つの別個の独立した行為が協働して事故を生じさせたのであり、損害発生には、それぞれの行為が必要だった。

② Guaranty National Ins. Co. v. North River Ins. Co., 909 F.2d 133 (5th Cir. 1990). Aは精神的治療のため、B病院に入院した。その際に、閉鎖された部屋に入れるようにという指示があったが、満室だったため、閉鎖されていない部屋に入れられた。翌日、Aは窓から飛び降りて死亡した。Bが加入していた責任保険の1つに、専門的サービスの提供または不提供による(due to)人身傷害についての免責条項があり、この保険で、Aの遺族に対するBの損害賠償責任が担保されるかが問題となった。Aを適切に監視しなかったことの他に、窓を安全にしなかったことが原因であるとして、原因の協働が問題となった。判旨は、窓の強化をどのように行うかは管理的、ビジネス的判断であり、専門的、医学的判断ではないので免責条項には該当しないとした上で、窓の管理の失敗と適切に監視しなかったことは、陪審がそれぞれが別個にAの死亡の近因であると判断しているのだから、独立した原因であるとして、保険担保を認めた。

独立性を否定した判例として、たとえば、次のものがある。① Insured Titles v. McDonald, 911 P.2d 209 (Mont. 1996). AはBに12.63エーカーの土地のうち2エーカーを譲渡した。しかし、カウンティ(county)は誤って土地全体の譲渡として扱い、土地全体についての不動産税の通知をBに送っていた。Bは不動産税を滞納し、カウンティによる公売においてCが買受人となった。AのCに対する土地の権原をめぐる訴訟では、AからBへの譲渡についての権限担保捺印証書(warranty deed)は無効であり、Cには権原がないとされた。Cの権原が、権原保険で担保されるかが問題となった。免責条項により、土地の分筆等を規制する法令違反につき免責とされていたところ、AからBへの土地の一部の譲渡は、モンタナ州土地分筆・区画法(Montana Subdivision and Platting Act)違反でなされたものであった。Cは権限担保捺印証書が無効であるのは、証書

以上からすると、リベラル・アプローチの射程という議論で考慮される要素には、大きく分けると、協働の形態と危険の性質という2つの要素がある。協働の形態とは、因果連鎖か同時協働的因果関係かということで、発生における相互関係か、作用における相互関係かということ

の不明確さと法令違反という2つの独立した原因によるものであるから、保険担保は認められると主張した。判旨は、証書が不明確であるのは、法令違反により生じたものであるから、2つの原因は独立しておらず、法令違反が無効の原因であるとして、免責を認めた。

② Bituminous Casualty Corp. v. Maxey, 110 S.W.3d 203 (Tex.App. 2003). トレイラーをつけたトラックによる交通事故。自動車免責条項のある商業総合責任保険で担保されるかが問題となった。トレイラーをリースしていた、トラックの整備担当者等の損害賠償責任につき、事故の原因はトラックのブレーキの整備不良のために、トラックが衝突する前に停止できなかったことであり、整備不良と過失ある運転の協働が問題となった。判旨は、間に合うように停止しなかったことと、ブレーキの不良の両方が事故の近因であり、これらは別個の独立した原因ではないとして、免責を認めた。

③ American Family Mut. Ins. Co. v. Co Fat Le, 439 F.3d 436 (8th Cir. 2006). Aの息子Bは、Aのガレージに車を止め、友人を乗せ、エアコンをつけ、エンジンをかけたままガレージを閉めた。翌朝、二酸化炭素中毒で全員が死亡しているのが発見された。A等の損害賠償責任が、自動車免責条項のある住宅総合保険で担保されるかが問題となった。住居を安全でないままにし、二酸化炭素中毒につき警告しなかったことが、自動車使用と独立の原因かどうか問題となった。判旨は次のように述べ、免責を認めた。住居の安全でない状態とは換気が不十分なガレージと閉められたガレージで自動車のエンジンをかけたままにしたことである。前者はガレージのドアが閉められている間にエンジンをかけたままにしているときにのみ危険になるのであり、固有の危険な状態ではない。換気の不十分なガレージでエンジンをかけたままにしたという状態は、自動車の使用と独立したものではない。さらに、閉められたガレージでエンジンをかけっぱなしにしなければ損害はなかった。したがって、これらは死亡の独立した原因ではない。次に、警告しなかったことについては、ミズーリ州では、立入を許可された者が閉められたガレージでエンジンをかけたままであるという状況でなければ、財産の所有者にそのような危険を立入を許可された者に告げる義務を課していない。また、閉められたガレージでエンジンをかけっぱなしにしなければ損害はなかった。よって、警告しなかったことは死亡の独立した原因ではない。

ある。危険の性質は、2つの形で問題になる。1つは、担保事由と免責事由の表す危険のどちらかが現実化したものといえるかどうかである。もう1つは、担保事由と免責事由の関連性を評価して、どちらに則して考えるべきかである。

まず、協働の形態につき、因果連鎖すなわち発生における相互関係があれば、ひとまずリベラル・アプローチは採用されない (Sabella 判決)。しかし、この場合にも危険の性質から判断できるのであれば、それによって判断することになる¹⁰⁷。危険の性質から判断できない場合は、発生における相互関係の比較によって決まる (Sabella 判決によれば、起動的近因)。いずれにせよ、発生における相互関係があれば、当然にリベラル・アプローチを適用することにはならない。

因果連鎖であればリベラル・アプローチは適用しないこととの関係で、少し微妙なのが、未成年者に自動車を委ねた結果、自動車事故が発生したというようなケースである。このようなケースは自動車を委ねなければ、自動車を運転することもなかったという意味では、自動車を委ねたことが、運転上の過失を引き起こしたといえるが、自動車を委ねたことが直接の原因となって過失ある運転が引き起こされたわけではない。自動車を委ねても過失ある運転をしないことはありうるのであって、具体的な過失運転の原因が自動車を委ねたことであるわけではない。自動車を委ねたことが、前提となっているという意味では、因果の連鎖はあるが、具体的な原因となっているという因果連鎖はない。Centermark Properties 判決のように、このような関係があるだけで、当然にリベラル・アプローチを適用しないという扱いになっているわけではない。つまり、協働の形態が前提条件というにすぎないのであれば、そのことだけでリベラル・アプローチを適用しないことにはならない。この場合には、協働の形態は結論に影響しない。

しかし、危険の性質から、担保事由と免責事由のどちらかで考えるべきであるという判断ができるのであれば、それによって判断されることになる (Gilstrap 判決)。危険の性質から判断することができない場合に

¹⁰⁷ 独立性を否定して保険者免責を認めた例として、Insured Titles v. McDonald, 911 P.2d 209 (Mont. 1996).

は、その場合に、リベラル・アプローチを適用するという立場からすれば、保険者の責任は肯定される（Centermark Properties 判決）。

次に、同時協働的因果関係については、関連の形態としては、作用における相互関係がある。作用における相互関係があるだけでは、リベラル・アプローチは否定されない。つまり、協働の形態という観点から結論は導かれない。後は、協働の形態が前提条件の場合と同じであり、危険の性質という観点から、判断できる場合には、それによって判断される（Partridge 判決、Garvey 判決）。危険の性質から判断できない場合には、その場合にリベラル・アプローチを採用するという立場からすれば、リベラル・アプローチによることになる。

IV 因果連鎖型と同時協働型の区別

1 二重フィルターの枠組み

最近の議論としては、因果連鎖のケースと同時協働のケースを分けて議論するというものが多い。次に、そのような議論をみていく。まず、Jerry は明示的に因果連鎖型と同時協働型で分けるといっているわけではないが、実質的には、そのように位置づけることができるように思われる。Jerry は二重フィルターの枠組みを提示する¹⁰⁸。第一のフィルターは遠因を排除するとし、第二のフィルターでは、近因アプローチ、リベラル・アプローチ、保守的アプローチなどによって処理するとする。ただ、第一のフィルターでは、遠因を排除することだけではなく、因果連鎖において何を原因とするかを問題としているようである。すなわち、第一のフィルターにつき、先行事由と後行事由のどちらで保険者の責任を判断するかについては被保険者に有利な扱いがなされることが多いとし、担保事由から免責事由が生じた場合には、損害から遠い担保事由を見つけることによって保険者有責とし、免責事由から担保事由が生じた場合には、損害に近い担保事由を原因として保険者有責とする傾向があるとする。この第一のフィルターと第二のフィルターを分けていること

¹⁰⁸ JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 550.

からすると、第二のフィルターは同時協働型でどう考えるかという場面で問題になるように思われる。ただ、Jerry においてはそれぞれのフィルターにおける考え方が示されているわけではなく、因果連鎖型につき妥当する基準と同時協働型につき妥当する基準は別個のものであることを指摘する点に意味があるものと思われる¹⁰⁹。

2 近因の区別

Bell は因果連鎖型では起動的原因により、同時協働型では支配的原因によるとする¹¹⁰。因果連鎖型において、起動的原因で考えるべき理由は明らかではない。判例において近因の内容としてあげられることも多い起動的原因が馴染むのは因果連鎖型に限られるということなのかもしれない。同時協働型で支配的原因で考えるべき理由としては、一方の原因だけで損害全体を引き起こすことができる場合には、他方の原因も損害に関与していたことから、保険者の責任が影響を受けることは妥当ではないとした上で、どちらの危険も独立では損害を生じさせなかったのであれば、公正の観点からすれば、どちらが支配的原因かを決めることが求められるとする¹¹¹。明らかではないが、この見解の背後には、近因で処理するべきであるという理解があり、それに基づいて、近因として、因果連鎖型では起動的原因が適切であり、同時協働型では支配的原因が適切であると考えているように思われる。

3 近因を排斥する見解

(1) Knutsen

これに対して、近因という考え方を徹底的に排除する方向で考えるのが、Knutsen と Lavitt である。Knutsen の考え方は次のようなもので

¹⁰⁹ JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 551. どちらの場面でも近因の語が用いられるが、内容が異なることも指摘する。

¹¹⁰ Bell, *supra* note 19, at 99, 101.

¹¹¹ Bell, *supra* note 19, at 102.

ある。まず、ある原因が損害発生に不可欠に関与したかどうか、損害発生に必要であったかによって、因果関係の有無を判断する。ここでの考え方のポイントは、保険契約における因果関係は不法行為における因果関係のような帰責の問題、規範的問題ではないので、あくまで事実として損害発生に不可欠に関わったかどうかを問題とすることである。このことによって、予見可能性や必然性で判断する近因の考え方を避けることができる。また、損害に直接に関与していなければ原因とみる必要はなく、これによって、時間的に前の原因まで不必要に遡ることを避けることができる。このような観点から、損害の一部の発生に寄与した場合でも因果関係を認める、分損後に別の原因によって全損が生じた場合には、後続原因のみが原因であるなどの結論を導く¹¹²。

次に、損害発生に関与した、必要な原因につき、さらに損害発生に十分なものかどうかで選別する。強調されているのは、十分さとは、有責性を判断するものではないことと、原因相互の優劣を判断するものではないことである。このような判断方法は不法行為や、近因による判断で用いられているものであり、一貫性のない、予測不可能な結論を導くとして排除される。ここでいう十分さは損害を発生させるのに十分かどうかで、十分である場合として、別々の原因がそれぞれ損害を発生させるのに十分である場合、複数の原因がそれぞれ損害の一部を発生させるのに十分であり、それらの損害が集積して損害全体が形成された場合、複数の原因がそれぞれ単独では損害を惹起しなかったが、協働して損害全体を惹起させた場合などがあげられる¹¹³。

Knutsen は基本的にはこのように、損害に関与した、損害発生に必要な原因のうち、十分なものを考慮すべき原因とする。ただ、複数の原因がどちらも考慮すべき原因である場合には、これだけでは答えは出ない。まず、因果連鎖型では割合的アプローチを採用するようである¹¹⁴。理由

¹¹² Knutsen, supra note 5, at 1003 ~ 1005.

¹¹³ Knutsen, supra note 5, at 1006 ~ 1008.

¹¹⁴ 連続的または並行的な別個の原因による損害については、割合的アプローチを支持するという。Knutsen, supra note 5, at 1010. 連続的または並行的な別個の原因による損害というケースが因果連鎖を含むものかは判然としないが、

として、次のことをあげる。損害を分割することは可能だから、原因を区別し、損害をそれぞれの原因に割り当てるコストは低い¹¹⁵。これに対して、同時協働型では、リベラル・アプローチを支持する。理由としては、次のように述べる。このようなケースでは損害を分割することはほぼ不可能であり、分割しようとすれば予測不可能で、非効率的になる。リベラル・アプローチは全体としてのコスト削減に資する¹¹⁶。

この見解につき、疑問に思われるのは、因果連鎖型では、損害を分割することは可能であり、コストもかからないとするのに対して、同時協働型では分割することはできないとする点である。考え方としては、同時協働型では複数の原因が結びついているのでその割合を考えることはできないが、因果連鎖型では、それぞれの原因が損害に関与している（とみるのではないか）ので、分割は可能であるということではないかと推測される。つまり、割合的な因果関係を認めるというよりは、別個の原因がそれぞれ損害を生じさせていて、その割合を評価するという考え方ではないかと思われる。しかし、因果連鎖において、それぞれの原因と損害との因果関係という考え方が当然にできるわけではなく、因果連鎖を割合的に考えるのであれば、同時協働型に割合的な因果関係という考え方を導入することが当然に否定されるわけでもないであろう。このような区別は論理必然的なものではなく、また、実質的にも、割合の評価は因果連鎖型では可能であるが、同時協働型では不可能とはいえないのではなかろうか。

別個の原因の例としてあげられているのは、ハリケーンによる洪水や火山の噴火による泥流の事案であり、連続的な別個の原因による損害とは、因果連鎖を指すのではないかと思われる。Id., at 1007 n.121. 別個の原因であるとは、同時協働型のように、相互に作用することで初めて損害が生じるというケースではないことを指すように思われる。なお、並行的な別個の原因による損害も割合的アプローチで処理するのであり、正確には因果連鎖だけをとりあげているわけではない。

¹¹⁵ Knutsen, supra note 5, at 1010. コストが低いことにつき、前掲注71、72と本文参照。

¹¹⁶ Knutsen, supra note 5, at 1013 ~ 1015. 詳しくは、前掲注66、67と本文参照。

(2) Lavitt

Lavitt は直接的にはオール・リスク保険に即してではあるが、次のように論じる。基本的に因果関係の有無は but for テスト（あればこれなし）で判断する。but for テストによれば因果関係が認められる事実（結果発生に必要な事実）の中から、さらに実質的要因であるものを選別することはしない。実質的要因のテストは不法行為における因果関係の判断でいわれることのあるものであるが、事実上の因果関係の判断において、実質的要因かどうかというような規範的な判断を持ち込むことで、結果発生にわずかに寄与した原因が排除されるようなことは起こらなくなる¹¹⁷。

but for テストで因果関係が認められた原因につき、リスク・スタンダードで判断する¹¹⁸。すなわち、担保事実と損害に but for による因果関係がある場合、その事実により作り出されたリスクの射程内の損害については責任を負う。リスクの射程内にあるかどうかの判断に用いる材料は近因の判断材料と似ているところがあり、たとえば、後続の事象がありそうにないことかどうかは考慮してよく、また、損害発生にあまりに軽微な寄与しかしていない事由は原因とみなくてもよく、損害発生の危険を増さない行為は考慮の対象から外してよい。原因の相互の関連を考慮することを排除するわけではないが、複数の原因の重要さを相対的に評価することは、あいまいさをもたらすものであり、そのような考慮はしない¹¹⁹。

この枠組みにより、因果連鎖の場合について検討する。まず、免責事由→担保事由→損害の場合につき、有責とする。この点については、必

¹¹⁷ Lavitt, supra note 22, at 34 ~ 37. 同時協働的因果関係は but for テストでは判断できない例外とする。Id., at 36.

¹¹⁸ リスク・スタンダードの考え方については、不法行為のリステイトメント第3版に依拠している。そこでは、一般的にいえば、行為者の行為を不法なもの (tortious) としたリスクは何か、賠償が求められている損害は、そのリスクの結果かどうかで判断するとされている。1 RESTATEMENT (3d) OF TORTS: LIABILITY FOR PHYSICAL AND EMOTIONAL HARM § 29 comment d (2010).

¹¹⁹ Lavitt, supra note 22, at 40 ~ 44.

要で、十分な（それだけで損害を惹起できる）担保事象により実際に生じた損害は、不十分な先行事象によって、それが必要な因果の要素であるとしても、免責になることは認められないとする¹²⁰。これについては詳しい説明はないが、おそらく、リスク・スナードの考え方により、担保事実についてのリスクは引き受けているのだから、免責事実によって担保事実が生じた場合でも引き受けたリスクの射程内であると考えているということではないかと思われる。

次に、担保事由→免責事由→損害の場合につき、免責事由によって生じた損害が、契約で排除されていない、損害発生に必要な事由によって作り出された危険の範囲内でない限り、免責とする。免責された必要で十分な事象が、先行する、必要であるが、不十分な担保事象によって作り出された危険の範囲にあるかどうかを考える¹²¹。形式的には免責された事象によって損害が発生した場合でも、実質的には担保事由が表すリスクによって損害が発生したといえるのであれば、そのようなリスクは担保されているのだから、保険者の責任を認めるということであろう。

担保事由と免責事由のリスクの関連を考える点につき、そのこととの関連であげられるのが、Julian v. Hartford Underwriters Ins. Co. 判決¹²²である。この事案は、豪雨の後で起こった地滑りにより家が損害を受けたというものであり、直接的には、住宅総合保険の、地滑りによる損害を免責とし、天候は他の免責事由とともに損害発生に寄与した（contribute in any way with a cause or event excluded . . . to produce the loss）場合にのみ免責とする免責条項が、効果的近因の原理に反するかどうかの問題になったものである。つまり、この免責条項により、損害はほぼ天候（豪雨）によって生じ、地滑りが寄与した部分はずかであるような場合も免責になるとすると、効果的近因の原理に反するのではないかが問題になった。判旨は、次のように述べて、効果的近因の原理に反するものではないとした。雨と地滑りに直接の因果関係があることはしばしばあり、このような因果関係があることは容易に

¹²⁰ Lavitt, supra note 22, at 52.

¹²¹ Lavitt, supra note 22, at 53, 54.

¹²² 110 P.3d 903 (Cal. 2005).

理解される。本件の地滑りは豪雨という天候に依存していた。合理的な保険契約者は天候のみによって生じた損害と地滑りを引き起こす天候によって生じた損害の違いを容易に把握できる。したがって、地滑りを起こす雨という特定の危険を免責する限りで、効果的近因の法理の違反はない。

この判決は、直接には、上記の免責条項は、雨による損害は担保するが、地滑りを起こす雨を免責にするものと解釈することができ、それであれば効果的近因の法理に反することもないとしたものである。Lavittの見解との関係では、複数の事由を結び付けて担保範囲を決めるという考え方を明示しているところが重要となる¹²³。たとえば、雨による損害は担保するという条項と、地滑りによる損害は免責とするという条項がある場合に、雨によって地滑りが起こったことによる損害につき、免責と解するかどうかが因果連鎖の問題である。ここで地滑りと雨はしばしば結びついているから、地滑りを免責とすることは当然に雨による地滑りも免責していると解釈するのがリスクの射程内かどうかの判断である。つまり、雨は担保事由であるが、地滑りを起こす雨というリスクは地滑りを免責とする条項の射程内であり、このケースは免責となるということである¹²⁴。

このようなリスクの射程という考え方の具体例として、リスクの範囲内ではないというものであるが、*Lorio v. Aetna Ins. Co.* 判決¹²⁵があげられる¹²⁶。台風による (directly resulting from or made necessary by) 損害についての保険で、種馬の死亡が付保されていた。ハリケーンにより納屋の一部が倒壊したため、食糧小屋の隣の小屋にこの馬を入れた。4日後、馬は小屋で横たわっており、蹄葉炎にかかっていた。小麦を食べるために、小屋の壁の2つの板が馬にけり倒されていた。馬はこの病気により死亡した。直接的には小麦の食べ過ぎが病気の原因である。判

¹²³ Lavitt, *supra* note 22, at 54 ~ 55.

¹²⁴ もっとも、これはLavittがいう、担保事由のリスクの射程に免責事由が含まれるので、担保を認めるのとは逆のケースということになる。

¹²⁵ 232 So.2d 490 (La. 1970).

¹²⁶ Lavitt, *supra* note 22, at 55.

旨は何が近因かが問題であるとした上で、直接の原因は小麦の食べ過ぎであり、嵐が損害発生を促進したことの証拠はないとした。この事例につき、保険者が風によって引き起こされた食べ過ぎによって死亡が発生することを予測し、明示的に除外することができたと想定することは不合理であり、このリスクは風によって引き起こされた損害のリスクの範囲内ではないとする。

因果連鎖型については、このように述べるが、当然に生じる疑問は、免責事由→担保事由→損害の場合は、当然に有責とするのに対し、担保事由→免責事由→損害の場合は当然に免責とするのではなく、担保事由のリスクの射程内かどうかを考慮することが妥当かということであろう。この点につき、特に説明はないが、この結論からすると、担保事由を起点に考えるということのようにみえる。つまり、担保事由は保険者が引き受けている以上は、その原因が何であろうと、担保事由によって生じた損害については有責であると考えるので、前者は有責となる¹²⁷。そして、やはり担保事由を起点に考えるので、後者については、免責事由が間に介在していても、損害が担保事由のリスクの射程内かどうかを考慮すべきということになる。仮に、そうだとすると、もちろんこのような考え方の当否は問題になる。

次に、同時協働型については、有責とする。すなわち、リベラル・アプローチの結論をとる。理由は以下のようなものである。軽微でも必要な因果要素であれば、保険者がその作用により生じた損害について支払うことを合意しているのであれば、保険者は有責とすべきである。ささいなつながりで責任は認めるべきでないという反論は、事実的因果関係について実質的要因のテストを持ち込むことになる。必要だが不十分な担保原因との同時協働に帰せられる損害を免責としないことは、実質性の概念を用いない事実的因果関係についての考え方と一致する。また、この考え方は、明示的に免責された、必要で十分な事象によって損害が生じた場合にのみ、免責となるとの原則に基づいている。保険者が免責事由と損害との、必要で十分な事実上の因果関係を確立することができ

¹²⁷ この点に関して、オール・リスク保険であることが強調される。Lavitt, supra note 22, at 50.

ないことから、有責とすることは健全な引き受けの原則とも一致する¹²⁸。

ここでも担保事由を中心に考えるという姿勢が表れているようにみえる。実質的要因のテストとの関係は、担保事由と損害との因果関係が軽微であっても、必要なものであれば、担保事由と損害との不十分な因果関係によって免責されることは実質的要因かどうかを考慮するに等しいということではないかと思われる。これも逆に免責事由からみれば、免責事由と結果発生に必要であるという因果関係があるのに、免責事由との不十分な因果関係によって免責されないということになるが、そういう方向では考えない。担保事由については結果発生に必要であるという因果関係があればよいが、免責事由については、必要で、十分な関係でなければならないことになっている。

なお、ほぼすべての損害は、不十分であるが必要な担保条件に帰せしめることができるが、すべての場合に保険者有責となるわけではないとする。必要な担保条件は、損害発生リスクを増やさないものであれば、裁判所によって、因果要素のセットから排除されるべきであるとし、これによって、異例な結果を生み出す遠因まで因果の連鎖をたどることは防がれる¹²⁹。

V 約款規定との関係

1 Patterson の分類

免責条項の分類として著名なものに、Patterson による分類がある。保険事故の原因についての免責 (exceptions) と、保険事故についての免責 (exclusions) と、保険事故の結果についての免責に分ける¹³⁰。免責条項がこのように区別できることには一定の支持はある¹³¹。ただ、この

¹²⁸ Lavitt, *supra* note 22, at 56 ~ 58.

¹²⁹ Lavitt, *supra* note 22, at 59.

¹³⁰ PATTERSON, *supra* note 42, at 249.

¹³¹ Brewer, *supra* note 14, at 1163; Fierce, *supra* note 13, at 543; Simon, *supra*

分類に対して、免責条項の法的効果からみた分類であるとの評価がなされ、事故の免責であれば免責事由に該当する以上は保険者が責任を負うことはないのに対して、原因の免責であれば、他の原因によって事故が発生したときは保険者は責任を負うといわれる。たとえば、海上保険で、だ捕によって生じた損害については責任を負わないと規定されているとき、これが保険事故についての免責であれば、だ捕が起こった以上、他の海上危険のためにだ捕されることになったとしても保険者の責任は発生しない。これに対して、これが原因についての免責であれば、担保事由である暴風の結果としてだ捕された場合には保険者は責任を負うといわれる¹³²。このような理解から、絶対的 (conclusive) 免責条項と限定的 (inconclusive) 免責条項といういい方がなされ¹³³、そこから、原因の競合の場合に、絶対的免責条項であれば保険者は免責され、限定的免責条項であれば、他の原因によって事故が発生したのであれば保険者は有責になるといわれる¹³⁴。

そして、絶対的免責条項、限定的免責条項という分類については、ある条項がどちらに当たると解釈するべきかがまさに問題になるところであり、この分類は結果を示すだけであり、ある条項をどちらに解するべきかの基準を示すものではないから、このような分類が原因競合の問題の解決に役立つわけではないといわれる¹³⁵。また、契約者の合理的期待という見地からすれば、このような区別によって合理的期待の保護に資することはないといわれる¹³⁶。

note 23, at 36. ただし、exceptions と exclusions という語の用法としては、一般的に保険約款においてみられる用語法とは異なっている。Brewer, *supra* note 14, at 1163; KEETON & WIDISS, *supra* note 25, at 547.

¹³² JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 546; Robert E. Keeton, Recent Books, 36 Tex. L. Rev. 545, 548 (1958).

¹³³ KEETON & WIDISS, *supra* note 25, at 547.

¹³⁴ KEETON & WIDISS, *supra* note 25, at 548; JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 546.

¹³⁵ Keeton, *supra* note 132, at 548; JERRY & RICHMOND, *supra* note 8, at 546; Fierce, *supra* note 13, at 543.

¹³⁶ Fierce, *supra* note 13, at 543.

2 契約解釈の問題としての位置づけ

因果関係の問題が契約解釈の問題なのか、そうではない問題なのかという視点が出されることがある。たとえば、次のようにいわれる。保険契約における因果関係に関する議論には、ある出来事と損害の関係についてのものと、ある出来事と担保条項等との関係についてのものがある。後者は当該出来事について保険者は責任を引き受けているかどうかに関するもので契約解釈の問題である。保険者が責任を引き受けている出来事であるとされると、その出来事が法的責任を生じさせるかどうかという問題が生じる。これが本来の因果関係の問題である¹³⁷。

免責条項の意味の問題と、その免責条項が当該事案において法的に意味をもつか（ある出来事が免責条項に該当し、それによって損害が発生したのであれば、すなわち、因果関係があれば、その免責条項に基づいて保険者の責任が否定される）の問題を区別する見解もある¹³⁸。因果関係の問題、具体的には原因の競合の問題は法的ルールにより解決されるもので、契約解釈とは異なる問題であり、考慮要素が異なるとする。具体的には因果関係の問題においては、免責条項の目的は関係しないとす

¹³⁷ McDowell, *supra* note 26, at 576.

¹³⁸ Knutsen, *supra* note 5, at 1020, n.134. 担保条項や免責条項が何を意味するかは契約解釈の問題であり、これらの条項の意味が確定した後の、これらの条項が始動する (be triggered) かどうかは因果関係の問題であると述べている。必ずしも定かではないが、本文のような趣旨ではないかと思われる。

このような趣旨であるとする、McDowell の区分との違いは、McDowell は担保条項等に該当するかまでを1つの問題としているのに対し、Knutsen は担保条項等の意味の確定までを1つの問題とし、ある事実がそのような意味の担保条項に該当するかと、該当した場合の、その事実と損害との因果関係をまとめて1つの問題としている点にある。契約解釈かどうかの区分という観点からすると、意味内容が確定した条項への事実の当てはめは、意味内容が規範的要素を含んでいなければ事実の問題であるから、因果関係が契約解釈の問題ではないとすれば、Knutsen の区分が正確であるとはいえる。しかし、因果関係の問題は何の問題かを論じるには、因果関係だけをまとめている McDowell の区分の方が分かりやすい。

る¹³⁹。この見解は原因の競合の問題において免責条項の目的を考慮すると、担保条項よりも免責条項を重視することになりやすく、それは免責条項は限定的に解釈するという考え方に適合しないことを問題とする¹⁴⁰。

また、因果関係の問題と契約解釈との関係については、原因の競合につき、2つの原因の1つを選択するときに、保険契約のあいまいさに関するルールが役に立つのかという疑問がありうるといわれることもある¹⁴¹。

これらの点につき、ある出来事が担保条項や免責条項に該当するかどうかの問題と、それらの条項と損害（結果）との因果関係の問題は別であるというのは、基本的にはその通りだと思われる¹⁴²。前者はどのような出来事が担保条項等に含まれるかという契約解釈の問題であり¹⁴³、後者は担保条項等に該当した出来事が保険給付の対象となる結果を生じさせたかという問題である。少なくとも形式的にはこのような区別は可能であるとして、問題は、複数の原因が協働した場合にどのような処理をするかを契約解釈の問題とみるかどうかである。ただ、これが契約解釈の問題なのかどうかについては、上記の他に突っ込んだ議論がなされていない¹⁴⁴。

¹³⁹ Knutsen, *supra* note 5, at 1020, n.134. ただし、契約者の合理的期待という要素を排斥するわけではない。Id., at 1021.

¹⁴⁰ Knutsen, *supra* note 5, at 1020.

¹⁴¹ Brewer, *supra* note 14, at 1179. 協働の原因が存在することによって、あいまいさが生じるわけではないともいう。Id., at 1184.

¹⁴² Patterson のいう保険事故の結果の免責であげられる、損害が免責されている場合には、免責条項に該当すれば、損害との因果関係の問題は残らないが、そういう場合でなければ、ある出来事が各条項に該当するかどうかと、その出来事と結果の因果関係は区別できよう。

¹⁴³ 正確に言えば、どのような出来事が担保条項等に含まれるかという契約解釈とその意味への事実の当てはめの問題である。前掲注138) 参照。

¹⁴⁴ 契約解釈の問題であることを強調し、判例は、あいまいさに関する解釈原則の見地からもっともよく理解できるとするものとして、KEETON & WIDISS, *supra* note 25, at 559.

VI 整理と検討

1 契約解釈という視角

(1) 契約解釈と任意法規範

最後に、アメリカでの議論につき、注目される点を簡単にまとめつつ、若干の検討を行う。まず、因果関係の問題は契約解釈の問題なのかどうかという点を確認しておく。アメリカでは、契約者の合理的期待保護という約款解釈についての考え方から近因アプローチを正当化することが妥当か、原因の協働の問題の解決に当たり免責条項の趣旨を考慮すべきかどうかという点に関して、因果関係は契約解釈の問題ではないといわれることがある。ここで契約解釈の問題かという観点から、因果関係に関する問題を整理しておく。

まず、出発点として、当該事案において、担保事由、免責事由に該当する事実が存在しているかどうかの問題になる。これは担保事由等の解釈を基礎として、それに当てはまる事実があるかどうかの問題である。担保事由等に該当する事実があったとして、それらの事実と損害との間の因果関係が問題となる。ここで、大まかにいうと、保険者の責任が生じるためには担保事由と損害の間に、もしくは保険者の責任が否定されるためには免責事由と損害の間に、どのような因果関係が必要か、原因の協働の場合にこの点はどのように解されるかが問題になる。

これはどのような場合に保険金を支払うかという問題の1つであるから、契約で定めるべき問題であるといえる。契約でこの点が明示的に規定されていれば、原則としては、それに従うことになる¹⁴⁵。したがって、まずは、具体的な約款条項の内容から、解釈を試みるべきである。次に、約款で原因の競合の場合の扱いを明記していない場合に、どのように解釈するかが問題となる。

約款では、少なくとも、たとえば火災保険では火災による損害につき保険金を支払うという程度では因果関係について規定されているのであり、直接的には、このような規定の解釈問題となるから、やはり契約解

¹⁴⁵ 約款の効力の問題は本稿では扱わない。

積の問題であるといえる¹⁴⁶。また、後述のように、原因の競合について直接の規定はなくとも、当該保険の趣旨等から、免責事由と担保事由の関係を考えるべきであるとする、第一次的には契約解釈の問題であることは重要である。

ただ、当該保険の趣旨等を考慮しても決め手はないという場合に、これが契約解釈の問題かどうかは微妙である。まず、保険法でも保険事故と免責事由は定められているのであり、担保事由と免責事由が協働した場合に、保険事故が発生したといえるか、保険事故により損害が発生したといえるかということは一般的な任意法規範としても問題になるといえる¹⁴⁷。ここで、単に「による」程度の定めしかない約款は保険法と同旨のことを示す趣旨であると解釈するのが合理的であるとする、実質的に問題になるのは、任意法規範の解釈ということになる。あるいは、因果関係についての約款の定めは原因の競合を念頭においたものではないといえ、任意法規範が直接適用されるということもありえる。他方、この場合も補充的契約解釈の問題であるといえ、契約解釈の問題ということになる。

このように純粹に理論的にみれば、原因の競合をどのように位置づけるかはかなり微妙な問題である。ただ、これを契約解釈の問題とみても、任意法規範の解釈とみても、約款に手がかりがないことを前提とすれば、

¹⁴⁶ 大森忠夫『保険法（補訂版）』（有斐閣、1985年）152頁、小町谷操三『海上保険法各論二 海商法要義下巻七』（岩波書店、1961年）186頁、葛城・前掲注3）32頁参照。

¹⁴⁷ 保険事故の内容として、一定の事由を担保から排除するような内容を定めた場合、そのような免責事由と担保事由の協働は保険法では規律がない。したがって、そのような事由の協働につき、契約で明示の定めがないときは、あくまで契約の合理的解釈、補充的解釈の問題になる。ただ、それについても保険法の保険事故と免責事由の協働と同様に扱う趣旨と解釈するのが合理的解釈だといえ、実質的には任意法規範の問題になる。

保険事故の原因である危険事情における免責事由・担保事由と、事故自体についての免責事由・担保事由かで、協働の際のルールを異にするものとして、小路九正夫「保険における因果関係の研究」損保研究71巻2号（2009年）235～236頁、同「保険における因果関係理論についての考察」海事法研究会誌209号（2011年）56～59頁。

ここで言う作業は契約当事者にとって合理的なルールを考えることであり、考慮要素はあまり変わらないように思われる¹⁴⁸。

たとえば、作成者不利の原則やアメリカにおける契約当事者の合理的期待保護のような契約解釈特有の解釈原則を用いるかどうかの点は、一般論としては契約解釈の問題というかどうかで異なる。もっとも、約款に手がかりがない場合なので、当然に保険者にとってもっとも不利なルールを採用するという形の解釈にはならないのではなかろうか¹⁴⁹。また、当事者の合理的期待といっても、約款に手がかりがない場合であるから、約款に反することを行うわけではなく、また、任意法規範の考慮として、保険契約者の客観的な合理的期待に沿うようなルールが妥当であるという考慮が許されないわけではない。このようにみると、契約解釈の問題として位置づけることは、保険契約者の合理的期待保護というようなルールを当然に当てはめやすくするということはいえるとしても、決定的な違いをもたらすものではないように思われる。

もっとも、契約解釈といえば、海上保険と火災保険では異なるというように保険の種類ごとに違うという考慮はしやすくなる。こういう意識をもつという点において、契約解釈の問題として扱うことは適切であるように思われる。ただ、これも任意法規範の解釈であれば不可能というわけではない。

(2) 免責事由の解釈

アメリカでは因果関係の問題について免責条項の趣旨を考慮することは妥当ではないといわれることがあるが、これは、免責条項があることから、当然に免責条項を優先して解釈するべきではないという趣旨のよ

¹⁴⁸ たとえば、因果関係論自体が客観的にみた当事者意思の探究が目的で、当事者の意思が明らかでないからこそ因果関係理論によるといわれることがある。葛城・前掲注3) 27頁。

¹⁴⁹ これは作成者不利の原則を認めるとして、その妥当範囲の問題であり、ここではこれ以上立ち入らない。なお、任意法規範の設定の仕方としても、保険者に不利な内容で設定することが合理的であるという考え方もある。See Ian Ayres & Robert Gertner, Filling Gaps in Incomplete Contracts: An Economic Theory of Default Rules, 99 Yale L. J. 87 (1989).

うである。ただ、このことのために因果関係の問題は契約解釈の問題ではないという必要はない。合理的解釈のあり方として、当然に免責条項を優先することが妥当かどうかを問題にするべきであろう。

この点に関し、日本では、因果連鎖のケースにおいて、明示的に免責された免責事由（明示的免責事由という）が、因果連鎖のどこかに存在していれば保険者免責とする見解が、主に海上保険に関する議論において根強い¹⁵⁰。このように解する理由は、明示的免責条項を置いたということは、そのような趣旨であるということであり¹⁵¹、そうだとすると、理論的には第一次的には明示的免責事由の趣旨をどのように解釈するかという契約解釈の問題といえる¹⁵²。したがって、まずは具体的な保険の内容に即して考えるべき問題であり、少なくとも最初から保険一般に共通するルールという方向で考えるべきではない¹⁵³。具体的に考えても特

¹⁵⁰ 葛城照三「危険普遍の原則から見た自然成り行き説」同『海上保険論集第1巻』（損害保険事業研究所、1977年）221～224頁、横尾登米雄「近因単数説の欠陥」保険学雑誌401号（1958年）57頁、今村有『海上保険契約法論下』（損害保険事業研究所、1980年）113頁、松島恵「海上保険における因果関係についての省察」損保研究71巻4号（2010年）18頁以下、大谷孝一「海上保険契約における因果関係の諸相」損保研究65巻1＝2号（2003年）185～186頁、木村治郎『海上保険実務の基本問題』（保険研究所、1978年）275頁、279頁、小路丸・前掲注147）「保険における因果関係理論についての考察」56～57頁。

¹⁵¹ 葛城・前掲注150）213頁、223頁、木村治郎・前掲注150）275頁、松島・前掲注150）21頁、大谷孝一「火災保険契約における相当因果関係説について」早稲田商学386号（2000年）15頁、同「海上保険契約における因果関係理論の適用について」早稲田商学415号（2008年）5頁。

¹⁵² アメリカの保守的アプローチの根拠としても、免責条項を置いた趣旨があげられる。Ⅱ1参照。

¹⁵³ 山下・前掲注2）386頁参照。木村治郎は、免責危険と非担保危険の区別に関する論述では、担保危険と免責危険の優劣は条項の作り方並びにその用法に依存するとしているが、因果関係についての論述では因果連鎖において免責事由が介在していれば原則として免責危険は担保危険に優先するから免責とする。木村・前掲注150）163頁、275頁。松島は、純理上は担保規定と免責規定のどちらが優先的効果をもつかによって決まるが、一般的には免責規定が優先されることになっているとする。松島・前掲注150）22頁。横尾登米雄「複数危険不可分協力の場合における因果関係理論」保険学雑誌414号（1961年）15～16

に手がかりがない場合は、前述のように、契約解釈の問題といっても、任意法規の問題といっても考慮要素は似てくる。このレベルで契約の種類ごとに解釈を変えるという可能性もある¹⁵⁴。

約款に手がかりがない場合の一般論として、明示的免責条項を優先するという理解はありえるが、アメリカでは保守的アプローチは有力ではないことから分かるように、明示的免責条項を優先すべきことが自明であるわけではない。特定の危険を免責している以上は免責とすべきだといわれるが、しかし、免責事由と担保事由が協働しているのだとみることが可能なのであれば、担保している危険が関連しているといえる以上、当然に免責となるとはいえないという説明も可能であろう¹⁵⁵。後述するが、因果連鎖においても、保守的アプローチか、リベラル・アプローチか、近因アプローチか、割合的アプローチかを検討すべき場合はありうる¹⁵⁶。

頁は、一般的には担保危険の例外として免責危険が規定されるという意味で免責危険は担保危険に優先するが、逆もありうるとする。

これらの表現からすると、一般論としては契約解釈の問題であること自体は認められているといえる。問題は具体的な解釈のレベルで、明示的免責条項が優先されることが半ば自明のことにように扱われることが多いことであろう。しかし、たとえば、傷害保険における、外来の作用（担保事由）と疾病（免責事由）の競合につき、傷害事故→疾病→身体障害等という因果連鎖ケースは担保を認めるのが一般的である。山下・前掲注2）480頁。これは疾病免責条項の趣旨をそのように理解するからである。東京海上火災保険株式会社編『新損害保険実務講座9』（有斐閣、1965年）15頁〔奥川昇＝洪江克彦〕。

¹⁵⁴ たとえば、事業者間の海上保険と、消費者向けの保険では、異なった解釈をすることもありえよう。

¹⁵⁵ II 3 参照。また、アメリカでは、免責条項を保険事故の原因についての免責と、保険事故についての免責と、保険事故の結果についての免責と区別すること、絶対的免責条項と限定的免責条項に区別することは、免責条項の解釈の結果であり、区別の基準は示されていないといわれる。V 1 参照。

¹⁵⁶ 後述のように、一方の事由が他方の事由が表す危険の範囲内にある、あるいは競合した事由の比較を可能にするような危険の性質についての相互関係があれば、これらの危険の性質に応じた解釈をするのが妥当であるように思われる。

なお、日本では、明示で免責されているわけではないが、担保事由ではない事由である非担保事由を明示的免責事由と区別する見解も根強い。たとえば、因果連鎖のケースにおいて、担保事由と明示的免責事由の協働であれば免責となり、担保事由と非担保事由の協働であれば有責となるなどと主張される¹⁵⁷。明示的免責条項を絶対的に優先するものと解さないとしても、そのことから当然に明示的免責事由と非担保事由を区別しないことになるわけではない。たとえば、因果連鎖のケースにおいて、担保事由と非担保事由が協働している場合には、担保事由が生じている以上、非担保事由は保険者の責任を否定する意味をもたないものとして、当然に保険者の責任を認めるという形で明示的免責事由と非担保事由を区別することはありえよう¹⁵⁸。

2 危険の性質による判断

(1) 因果連鎖型と同時協働型の区別の理由

次に、因果連鎖型と同時協働型で、判断枠組みを変えるという点を取りあげる。アメリカでは、従来は、少なくとも明示的にはこのような事案の類型による区別はされていなかったが、近時は、これらの類型を区別する考え方が多くなってきている。このような類型に分けることは日本でもかなり以前から行われている。そもそも、因果連鎖型と同時協働型で区別するという考え方が出てくるのはなぜかという、単純に考えれば、同時協働型では、どちらか1つの事由によって損害が生じたとい

¹⁵⁷ 葛城・前掲注150) 215頁、松島・前掲注150) 19頁、木村治郎・前掲注150) 267～273頁。

¹⁵⁸ 結果に対する法的原因とされるものが担保事由かどうかという視角からすると、法的原因が担保されていなければ、保険者は責任を負わないのであり、真の原因が非担保事由であれば保険者は免責されるという考え方がありうる。たとえば、今村・前掲注150) 108頁以下参照。これに対して、保険契約で保険金請求権の発生要件とされた事由が存在すれば、保険者は責任を負うと考えれば、担保事由と損害の間に必要な因果関係があれば、非担保事由は関係ないことになる。木村治郎・前掲注150) 268頁、271頁。また、横尾登米雄「近因原則の考察」保険学雑誌395号(1956年) 46～48頁、同・前掲注153) 6頁。

うことが困難だからであろう。

因果連鎖のケースでは、いろいろな事象が結果発生までに連鎖しているとしても、たとえば、火災→爆発→損害というケースで、最初の事由である火災をとらえて、火災が起点となって損害が生じたのだから、火災によって損害が生じたのである、あるいは損害の直前の事由である爆発をとらえて、直接的には爆発によって損害が生じたのだから、爆発によって損害が生じたのであるというように、とにかく1つの事由が原因であるという説明をすることは困難ではない。これに対して、同時協働型では、たとえば、建物の建築上の不備と、強風が協働して初めて建物が倒壊したというケースで、どちらか1つが原因だという説明は困難であることが多い。

したがって、因果連鎖型では、何らかの理論によって、1つの事由をとらえて保険者の責任の有無を判断したとして、同じ理論によって同時協働型を処理することはできないと考えられるために、両者を区別することになるのであろう。この点、日本では因果連鎖型では明示的免責事由が介在していれば保険者免責とする考え方が多いが、同時協働型では、分担する、保険者免責など考え方が分かれている¹⁵⁹。明示的免責事由を重視するとしても、同時協働型では、免責事由のみによって損害が発生したとはいいいくいのので、当然に免責ともいえないのであろう。

(2) アメリカの議論のまとめ

アメリカでは、因果連鎖のケースであっても、免責事由を重視する保守的アプローチは有力ではない。それでは、アメリカでは、因果連鎖型と同時協働型を区別する考え方においては、どのような区別がなされていたであろうか。たとえば、Jerry は因果連鎖型については、遠因を排除するとしつつ、先行事由と後行事由のどちらで保険者の責任を判断するかについては被保険者に有利な扱いがなされることが多いとしている。そして、同時協働型については、リベラル・アプローチか、近因アプローチか等が問題になるとする。Bell は、因果連鎖型では起動的近因

¹⁵⁹ 学説につき、松島恵「火災保険における因果関係」田辺康平＝石田満編『新損害保険双書 1 火災保険（補正版）』（文眞堂、1990年）324頁。

により判断するとし、同時協働型では支配的原因によるとする。

まず、因果連鎖の場合に、どのようにして判断するかについていうと、これらの見解では、因果連鎖では、損害とのつながりにおける距離、時間等が考慮要素となっている。因果連鎖とは、先行の担保事由または免責事由により、後行の免責事由または担保事由が惹起され、その後行事由から直接または間接に損害が惹起されたというケースである。このように、競合する原因の間に、先行、後行という関係があるので、損害までの距離、時間、損害発生への寄与の仕方等の点で、損害とのつながりに違いがある。そのつながりの違いから判断する¹⁶⁰。

これに対して、同時協働型では、担保事由と免責事由が同時に協働して損害が発生しているので、それぞれの事由と損害とのつながりは、損害までの距離、時間の点では等しいと考えられる。そのため、これらの点ではこの損害までのつながりを評価することはできないため、因果連鎖とは異なる考え方をする必要がある。上記の見解では、どちらが支配的近因かによる、あるいはリベラル・アプローチによるというような処理がなされる。

因果連鎖につき、異なる視角から処理するのが、Lavittの見解である¹⁶¹。Lavittは因果連鎖のケースを、損害が担保事由により作り出されたリスクの射程内にあるかというリスク・スタンダードで判断する。担保事由→免責事由→損害の場合、損害が担保事由のリスクの範囲内であれば担保を認める。ここで免責事由が担保事由の表わすリスクの範囲内かどうかを問題とする。これに対して同時協働型のケースはリベラル・アプローチで判断する。同時協働型につき、リスク・スタンダードを用いないのは、協働した複数の事由の相互関係として、因果連鎖のように一方が他方を惹起したという関係がないため、やはり、それぞれの事由が表すリスクが発現して損害が発生したというしかないと考えられてい

¹⁶⁰ Jerryの指摘は、これが被保険者に有利になるように用いられているというものといえよう。IV 1 参照。

¹⁶¹ Knutsenは、損害を割合的に分割できるかどうかという点で、因果連鎖型と同時協働型を区別するもので、この観点も独特である。ただし、因果連鎖であれば分割できるという考え方が合理的であるとは思われない。IV 3 (1) 参照。

るからではないかと思われる。Lavitt においては、因果連鎖では、たとえば、担保事由が免責事由を惹起したという発生における関連性があり、そのことから、実質的には損害は担保事由の表す危険によって発生したという評価が可能であることが、因果連鎖型と同時協働型の区別につながっているように思われる。

リベラル・アプローチが適用されるのは複数の原因が相互に独立している場合に限られるという判例は、Lavitt の見解と共通するところがあるものと整理することも可能である。因果連鎖は独立性が認められない典型例であり、このような判例によれば、因果連鎖はリベラル・アプローチが適用されないものとされている。そして、Garvey 判決によれば、リベラル・アプローチが適用されないのは、因果連鎖の場合に限られるわけではない。この Garvey 判決の考え方に関する仮説を、もう一度簡単にいうと、次のようになる。Sabella 判決等から、発生における関連性がある因果連鎖の事案にはリベラル・アプローチは適用されない。複数の事由を比較して判断することを可能にする相互関係、すなわち発生に関する関連性があれば、保険者の責任の有無は、複数の事由の比較により判断する。Garvey 判決の事案は、同時協働型の事案であり、発生に関する関連性はない。しかし、Sabella 判決と同様に、リベラル・アプローチを適用しない類型と位置づけられるだけの相互関係として、「必然的に他の原因が作り出した条件に基づいて作用するもの、他の原因を促進するもの、他の原因に内在する損害の可能性を現実化するもの」という性質上の相互関係があれば、複数の原因を比較することで保険者の責任の有無を判断し、当然に保険者の責任を肯定するリベラル・アプローチの適用を否定する。

さらに、Partridge 判決からの仮説では、形式的には担保事由と免責事由が協働しているが、実質的には担保事由の表わす危険が現実化したものといえる場合には、保険担保を認めるべきことになる。これと同様に、逆に、免責事由の表わす危険が現実化した場合には免責を認めるべきことになる。

これらの仮説によれば、因果連鎖の場合に限られずに、複数の事由の間に、上記のような性質上の相互関係がある場合には、比較によって判断する、あるいはどちらの事由の表わす危険が現実化したかによって判

断するという枠組みが示されており、大きくいえば危険の性質に着目して判断するという枠組みが示されている。これは、Lavitt の、危険の範囲内にあるかどうかという関係に着目するということと類似のものといえよう。もちろん、Lavitt の見解は因果連鎖の場合につきリスク・スタンダードによるというものであり、Garvey 判決等は因果連鎖のケースではない点等で異なるものであるが、考え方に共通性があるということである。

(3) 判断の枠組み

因果連鎖型と同時協働型の区別に関するアメリカの学説、判例を簡単にまとめると以上のようにいえる。これを踏まえて若干の検討を行う。まず、因果連鎖をとりあげると、因果連鎖において一律に明示的免責事由を重視するのではないとすると、先行事由が後行事由を惹起し、損害まで連鎖したという場合に、先行事由と後行事由のどちらに則して保険者の責任を考えるかの判断において、どういう点に着目するかがポイントになる。

まず、損害までのつながりにおける距離、時間等については、損害からみて、あまりに遠い先行事由は考慮の対象としないことはある種の常識的な判断といえよう。アメリカでいえば、あまりに遠い原因は考慮の対象から外すということである。日本でいえば、この意味で、損害から相当因果関係の範囲内にあるかどうかを問題とするというような形になる。どこまでの範囲のものが考慮の対象になるかという判断のあり方については本稿では扱わない¹⁶²。担保事由も免責事由も考慮の範囲内であるとする、原因の競合をどのように処理すべきかという問題になる¹⁶³。

¹⁶² 日本での議論につき、木村栄一＝大谷孝一＝落合誠一編『海上保険の理論と実務』（弘文堂、2011年）183頁以下〔中出哲〕参照。

¹⁶³ 結果から相当因果関係の範囲内にあるかどうかの問題と原因の競合の問題の区別を強調するものとして、今村・前掲注150) 81頁。また、木村治郎・前掲注150) 246頁。

なお、たとえば、相当因果関係でいうと、担保事由と損害の間に相当因果関係があれば保険金請求権の発生要件を満たし、免責事由と損害の間に相当因果

この原因の競合についての判断枠組みが本稿で扱ってきた問題である。この点につき、まず、損害までのつながりにおける距離、時間等の関係から複数の事由を比較することにより、判断することについては、何らかの明確な基準をたてるということ以外に合理性は見いだせないように思われる。たとえば、起動的近因のように、何であれ起点となった事由に則して考えることに、基準の明確化以外の合理性があるようには思われない¹⁶⁴。

実質的に合理的な判断要素としては、Lavitt がいうような、複数の事由のうち、一方が他方の危険の射程内に含まれているかどうかが考えられる。もっとも、Lavitt は直接的には近時の不法行為における議論を参照してリスク・スタンダードを導入しようとするものであり、この点は妥当ではない。近因の議論にあったように、不法行為では、典型的には

関係があれば保険者免責の要件を満たすすると、免責事由は保険金請求権の発生要件を満たす場合でも免責とするものであるという位置づけを前提とすると、結論は保険者免責ということになる。葛城・前掲注3) 25頁はこの意か。また、今泉敬忠＝大谷孝一＝中出哲『海上保険法概論(改訂第4版)』(損害保険事業総合研究所、2014年) 127～128頁参照。これを妥当であると考えないとする、たとえば、相当因果関係はあくまで遠因を排除するための概念であり、原因の競合を処理するのは別の考え方であるなどとする必要がある。

¹⁶⁴ 因果連鎖のケースにつき、結果の発生に欠くことのできない条件のうち、自然の成行において、一般に予想される結果を発生させる条件を原因とし、結果から遡って時間的に最も遠い相当条件が法的原因であるとするものとして、今村・前掲注150) 109～110頁(明示的免責事由ではない非担保事由との競合の場合)。また、結論は異にするが、大谷・前掲注151)「海上保険契約」6頁参照。後行事由が先行事由の避けがたい結果または自然の成行と認められる場合には先行事由を原因と認めるもの(自然成行説)として、加藤・前掲注3) 270頁。先行原因が発生したとき、後行事由を経由する形で損害を生ぜしめることが蓋然的に予想されたかどうかによって決定すべきとするもの(蓋然説)として、木村栄一『海上保険』(千倉書房、1978年) 140頁(明示的免責事由との競合の場合)。これらの考え方が、後述する、後行事由が先行事由の表わす危険の範囲内にあるかどうかの判断において、自然の成行等の判断基準を用いているのであれば、実質的な考え方は妥当である。しかし、単に形式的に、このような関係があれば先行事由を原因とするというものであれば、実質的な合理性は基準の明確化以外には見出せないと思われる。

過失行為に対して賠償責任を負わせることの妥当性において因果関係が問題になるのに対し、保険契約では保険者が保険契約上の保険金支払義務を負うかの問題であるので、仮に結果的には同様の考え方になったとしても、出発点は異なる。

保険契約における原因の競合についての判断基準となると考えられる、危険の射程内かどうかという視角は、結局、保険者が担保している危険の範囲内にあるといえるかどうかという角度で考えるということである。保険者が保険金支払義務を負うかが問題なのであるから、少なくとも抽象的には、担保危険の範囲内にあるかどうかという角度で考えることは妥当である。形式的には免責事由と担保事由の両方が協働しているといえる場合であっても、たとえば、担保事由によって免責事由が発生し、損害につながったときに、当該事案においては免責事由は実は担保事由がカバーしている危険の射程内にあるといえるのであれば、保険者の責任を認めるべきであるといえる。逆に、免責事由によって担保事由が生じたときに、担保事由が免責事由が排除しようとしている危険の射程内にあれば、保険者は免責されるべきである。

これは独立性について述べた、担保事由または免責事由が示す危険の現実化と同様のことといえよう。このように考えると、Partridge 判決が示すように、危険の射程内あるいは危険の現実化という観点は因果連鎖の場合に限られるものではないといえる。さらに、危険の現実化に限られず、Garvey 判決が示すように、担保事由の表わす危険と免責事由の表わす危険に、比較を可能とするような関連性があるといえるときは、その関連性に基づいて判断することが妥当であろう¹⁶⁵。保険金支払義務

¹⁶⁵ 危険の関連性という視角は、ある意味では因果関係を問題とするものではない。つまり、担保事由と免責事由がどのような形で協働して損害発生につながったかを評価するものではない。もちろん事実上何らかの形で協働した事案であることは前提であるが、危険の関連性という視角自体は担保事由と免責事由が表す危険の性質上のつながりを評価するものである。なお、こういう意味では、従来の因果関係学説も、法的評価としての因果関係を論じるものであり、たとえば、自然成行説や蓋然説は、複数の事象の客観的なつながりを評価するものといえる。横尾登米雄「保険法における因果関係論の構想」保険学雑誌406号（1959年）14頁参照。

が生じるかどうかの問題なのであるから、保険者が担保している危険と排除している危険の性質上の関連性から、どちらに則して考えるべきかを判断することができるのであれば、その関連性に基づく判断に従うのが合理的である。

問題は、このような判断を具体的にどのように行うかである。これは具体的な事故の態様、担保事由、免責事由をみながら、どういう危険が現実化したのか、当該保険契約はどのような危険を担保し、排除しようとしているのかを検討していくほかなく、一般論を展開することは困難であろう。ただ、アメリカにおける独立性に関する裁判例は、どのような形で問題になるのかということの参考になる。また、Partridge 判決や Garvey 判決は、どのような考え方をするかの参考になろう。

ここで注意すべきは、前述のように、Garvey 判決がいうような危険の関連性は、本来は、その関連性により、担保事由と免責事由のどちらに依拠すべきかを判断できるものでないと有用ではないと考えられることである。この点で、客観的な危険の関連性だけでなく、そもそも担保事由や免責事由がどのような危険を表すものかという担保条項等の趣旨の解釈も関連してくる¹⁶⁶ ¹⁶⁷。たとえば、免責事由の解釈についての次のような考え方は、この場面で用いることができよう¹⁶⁸。免責条項が、免責事由と他の事由が協働した場合も免責の対象とする趣旨かどうかを考える際には、協働の問題が起こりそうかどうかを考えればよい。起こりそうになれば免責の対象と解する必要はない。たとえば、火災による損害は担保するという条項と、洪水による損害は免責とするという条項がある場合を考える。洪水が起こった後で生じた火災につき、洪水によ

¹⁶⁶ Garvey 判決についての、前掲注104)、105)と本文参照。また、野津務「保険法上の因果関係」同『保険法上の因果関係』（損害保険事業研究所、1976年）33頁（Ehrenzweig の所説の紹介）参照。

¹⁶⁷ アメリカにおける、リベラル・アプローチは第三当事者保険に限られるという考え方も、その当否は別として、責任保険ではそもそも保険者は多様な危険を引き受けているという保険の種類に応じた担保条項の解釈の問題と位置づけることができよう。

¹⁶⁸ 危険の射程内かどうかという形ではないが、免責条項の解釈として、述べられたものである。Brewer, *supra* note 14, at 1164.

る損害拡大を免責する必要性は防火装置の損傷等からすれば理解できる。つまり、洪水によって防火装置等が損傷したことにより、火災による損害が拡大した場合に、免責とするものと考えられる。これに対して、火災の後に洪水が生じた場合、あるいは火災による施設の滅失によって洪水が生じたというケースはせいぜいたまに起こるにすぎず、免責を支持する理由はない^{169 170}。

この例が妥当かどうかは別としても、このようなことも含めて、担保事由と免責事由の相互関係について解釈し、比較を可能とする危険の関連性があるといえる場合には¹⁷¹、中心となる危険は免責事由か担保事由かによって判断すること考えられる。また、担保事由と免責事由のどちらかが表わす危険が現実化したといえる場合には、その事由によって判断することも考えられる。このような危険の性質に着目して判断するのが原因の競合の問題を処理する1つの視角であると思われる。

3 危険の性質により判断できない場合

危険の性質から判断することができない場合には、どのように考えるべきかという問題が残る。因果連鎖であれば、一方が他方の危険の射程内であるという関係、あるいは、比較を可能にする相互関係がない場合

¹⁶⁹ Julian 判決についての、前掲注124)の本文で述べられている解釈方法も参照。

¹⁷⁰ 海上保険における因果関係学説として述べられる、不可避説、自然成行説、蓋然説の考え方は、このような角度から考慮要素として取り入れることができる。前掲注164) 参照。たとえば、先行事由から後行事由が発生することが不可避である場合、後行事由は先行事由が表す危険の射程内にあるといえるのではないかと、先行事由から後行事由が発生することが自然の成行きといえるような関係である場合（ここでは事実上自然の成行きというようにつながりだったかどうかではなく、客観的に自然の成行きとして連鎖する関係だったかを考えている）、先行事由はそういう場合も含めて担保・免責しようとしているといえるのではないかというようなことが考慮されることになる。

¹⁷¹ 客観的な危険の関連性はあるが、どちらが主かの判断はできないという場合については、比較を可能とする関連性はないということで、一般原則に戻ることにしよう。

には、危険という点では後行事由の危険が現実化したものといえる場合が多いのではないかと推測される¹⁷²。その場合には、後行事由に則して判断される。これに対して、同時協働型の場合には、このような危険の関係がない場合に、どちらの危険が現実化したかという判断は困難である。また、因果連鎖において、このような危険の関係はなく、後行の事由の危険のみが現実化したものともいえず、先行事由の危険と後行事由の危険の両方が発現したことによる損害であるという場合には、どちらの事由によって判断するかを決めるのは困難である。これらのケースでは、危険の性質では判断できない場合にどのように解するかを、一般論として考えることになる。ここで、近因アプローチ、リベラル・アプローチ、保守的アプローチ、割合的アプローチ¹⁷³等から、どの考え方が妥当かを検討することになる。

一般的にいうと、一方が他方の危険の射程内という関係および原因を比較することを可能とする相互関係がなく、具体的な約款条項から直接に具体的な解釈を導くことができない場合で、かつ、一方の事由の危険が現実化したものとはいえない場合(上記のように、因果連鎖において、相互関係がなく、後行事由の危険が現実化したものといえる場合には、後行事由に則して判断すべきである)には、近因アプローチ、リベラル・アプローチ、保守的アプローチ、割合的アプローチのどれが妥当かが問題になる。アメリカでは、ここで、常識的解決、合理的期待という見地から近因アプローチを支持する考え方と、恣意的な解決を避け、予測可能性を高めるという見地からリベラル・アプローチを支持する考え方が有力である。予測可能性という見地からすれば、保守的アプローチも明確であるが、保険契約者への不利益が大きいとしてあまり支持されていない。また、常識的解決という点からは、割合的アプローチも常識的解決に資すると思われるが、そのように解する根拠がないということから、

¹⁷² Lorio 判決についての、前掲注126)の本文参照。

¹⁷³ 因果連鎖においても、割合的アプローチという考え方があることにつき、木村栄一「保険法における因果関係」一橋論叢41巻2号(1959年)53頁以下(ゲーグレの所説の紹介)。なお、遠山聡「交通事故における『急激性』」交通法研究38号(2010年)42頁参照。

あまり支持されていない。

日本では、因果連鎖では前述のように免責事由を優先するという考え方が有力であるので、同時協働的因果関係についてみると¹⁷⁴、近因アプローチに対しては、判断基準の不明確さ等から批判が強いが¹⁷⁵、分担主義は従来から有力に主張されていた^{176 177}。近因アプローチが常識的解決に資するといっても、同時協働的因果関係では、どちらか一方を近因とすること自体が困難である¹⁷⁸。そういう場合には、分担主義の方が常識的な解決であろう。また、割合的アプローチも比較的最近は有力といえよう¹⁷⁹。割合的アプローチと分担主義を比較すれば、割合的アプローチでは割合の決め方が恣意的になるという問題があるが、その反面、より当事者の常識に合致する処理が可能になるという側面もある。この点で、

¹⁷⁴ 本稿の立場からは、以下の考慮は、同時協働的因果関係に限るべきではない。

¹⁷⁵ 恣意性や基準の不明確さを問題とするものとして、今村・前掲注150) 92頁、木村栄一・前掲注164) 134頁、横尾・前掲注150) 50頁以下。この点から、割合的アプローチに対する批判として、大谷・前掲注151)「火災保険契約」11頁。これに対して、常識的、合理的解決という点から近因アプローチを支持するものとして、野津・前掲注166) 44頁。また、椎名幾三郎「保険における因果関係」同『海上保険の諸問題－椎名先生古稀記念論集』（関西学院同窓会出版部、1967年）269頁、281頁参照。自然成行説について、具体的妥当性の尊重を強調するものとして、今泉＝大谷＝中出・前掲注163) 121頁。

¹⁷⁶ 松島・前掲注150) 32頁（担保危険と免責危険の協働の場合）、横尾・前掲注153) 24頁、26頁、小町谷・前掲注146) 196頁。寄与の度合いに顕著な差があれば、有力な危険を原因とし、顕著な差がみられない場合は、分担とするものとして、木村治郎・前掲注150) 294頁、299頁、304頁。

¹⁷⁷ それぞれが独力でも損害を発生させることのできる原因が競合した場合（重複的因果関係）についても、分担主義は有力に主張されている。今村・前掲注150) 134頁、横尾・前掲注153) 24頁、松島・前掲注159) 327頁。また、木村治郎・前掲注150) 299頁。

¹⁷⁸ 今村・前掲注150) 92頁。

¹⁷⁹ 割合的アプローチを支持するものとして、今村・前掲注150) 122頁（非担保条件との競合の場合。免責条件との競合では免責の趣旨により免責もありうる）、潮海一雄「地震火災保険訴訟と割合的解決」佐藤進＝齋藤修編集代表『西原道雄先生古稀記念 現代民事法学の理論上』（信山社、2001年）10頁、山下・前掲注2) 387頁。

消費者向けの保険ではより常識的解決を志向し、事業者向けの保険では予測可能性を高めることも志向することはありえよう¹⁸⁰。

ただし、分担主義や割合的アプローチにつき、もっとも問題とされるのは理論的根拠である¹⁸¹。この点については、仮に割合的解決が因果関係理論に馴染まないとしても¹⁸²、約款に特に原因の競合に関する規定がない場合には、補充的解釈という形で分担主義や割合的アプローチを持ち込むことができるかどうかとも検討に値するのではなかろうか¹⁸³。

分担主義や割合的アプローチを採用することが困難であり、予測可能性を重視するとすれば、リベラル・アプローチか保守的アプローチかが問題になる。この点については、少なくとも消費者向けの保険においては、最近の裁判例の傾向からすると、保守的アプローチはあまり受け入れられないのではないと思われる¹⁸⁴。もっとも、理論的には、任意法規範あるいは契約解釈として契約者の合理的期待保護をどのように評価すべきか等を検討する必要がある。

4 結語

以上、アメリカでの議論を契機として、若干の検討を行った。上記の考え方を一般化すると次のようにいえる。複数の事由が協働して損害が生じた場合、それらの事由の相互関係に着目して、保険者の責任の有無

¹⁸⁰ 保険の種類という点では、オール・リスク型かそうではないかで区別すべきかどうかとも問題となりえる。Lavittはオール・リスクを念頭において論じている(Ⅳ3(2))。また、日本でも、従来からこのような区別をする見解がある。葛城・前掲注3)20～21頁、加藤・前掲注3)257～258頁。

¹⁸¹ 大谷・前掲注151)「海上保険契約」31頁。定額保険につき、倉沢康一郎「自動車傷害保険における事故の程度と因果関係」『自動車保険をめぐる諸問題の検討』(道路経済研究所、1988年)135頁。

¹⁸² 火災保険につき、この点で割合的解決を支持するものとして、潮海・前掲注179)10頁。

¹⁸³ 非担保危険との競合については、保険者有責とすべきではないかということとは、なお、問題となる。松島・前掲注150)26頁参照。

¹⁸⁴ たとえば、榎本光宏・判批・法曹時報66巻6号(2014年)1572頁参照。

を判断することが考えられる。その場合、どういう相互関係に着目するべきかが、問題となる。上記で示したのは危険の性質である。次に、危険の性質から判断することができない場合にどのように処理するかが問題になる。これが、一般論としての、リベラル・アプローチ、近因アプローチ等の適否の問題である。

なお、ここでの検討は考え方の1つの枠組みを示したものに過ぎず、危険の性質のみが考慮要素であることを主張するものではない。また、危険の性質による判断は困難であることも多く、危険の性質によって処理できる場合は非常に限られる可能性もあるため、この視角を取り入れることで、因果関係の問題がすべてきれいに処理できるようになるというものではない。さらに、ここまでの記述でも明らかなように、ここでの検討は基本的には一般的な検討に止まっている。本来であれば、このような視角を基礎として、具体的な事案に即して因果関係の問題の処理を検討することによって、このような視角が適切なものかどうかの検討を行うことが必要である。この点で、本稿の検討は試論にとどまるものにすぎない。

*** 本論文は、科学研究費補助金（基盤研究（C））24530076による研究成果の一部である。**